

内水面漁業生産統計調査における 民間競争入札実施要項

令和6年6月

農林水産省

目 次

1	内水面漁業生産統計調査の概要	1
2	内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保 されるべき質	3
3	内水面漁業生産統計調査の契約期間	15
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	15
5	民間競争入札に参加する者の募集	16
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	18
7	内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	22
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	23
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	23
10	契約により民間事業者が負うべき責任	28
11	法第7条8項に規定する評価に関する事項	28
12	その他の実施に関する必要事項	29
別紙1-1	(参考)過去の都道府県別調査対象数及び調査員数	31
別紙1-2	(参考)過去の調査方法別調査対象数	32
別紙2	内水面漁業生産統計調査の流れ図(令和6年~10年の実施方法)	33
別紙3	調査対象配布用品一覧	34
別紙4-1	内水面漁業漁獲統計調査票	35
別紙4-2	内水面養殖業収獲統計調査票	37
別紙4-3	3湖沼漁業生産統計調査票	39
別紙5-1	内水面漁業協同組合等名簿	41
別紙5-2	内水面養殖業経営体名簿	42
別紙5-3	3湖沼調査対象名簿	43
別紙6	調査拒否等報告	44
別紙7	調査票回収・督促状況	45
別紙8	疑義照会状況	46
別紙9	問合せ、苦情等対応状況	47
別紙10	調査への御協力をお願い	49
別紙11-1	調査票の記入の仕方(内水面漁業漁獲統計調査票)	51
別紙11-2	調査票の記入の仕方(内水面養殖業収獲統計調査票)	53
別紙11-3	調査票の記入の仕方(3湖沼漁業生産統計調査票)	57
別紙12	内水面漁業・養殖業生産量に関する情報	60
別紙13	オンライン調査への御協力をお願い	61
別紙14	内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等 登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	63
別紙15	審査事項一覧表	65
別紙16	従来の実施状況に関する情報の開示	77
別紙17	環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について	83
別紙18	環境関連法令における主な「事業者の責務」、「事業者の努力」規定	99

内水面漁業生産統計調査における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成 20 年 12 月 19 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された内水面漁業生産統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 内水面漁業生産統計調査の概要

(1) 令和 6 年から 10 年までの内水面漁業生産統計調査の概要

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料を得ることを目的としており、平成 21 年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

	内水面漁業 漁獲統計調査	内水面養殖業 収穫統計調査	3 湖沼漁業 生産統計調査
調査の対象	（令和 6 年～9 年調査） 漁業センサス実施年の調査結果（漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。以下「全ての河川・湖沼」という。）を調査範囲として実施）に基づき、年間漁獲量 50 トン以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量 50 トン未満の河川及び湖沼であっても、農林水産省大臣官房統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定する河川及び湖沼	全国のます類、あゆ、こい及びにしきごいを養殖する全ての内水面養殖業経営体（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）	琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う水揚機関並びに琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦に係る内水面漁業経営体及び内水面養殖業経営体（水揚機関においてそれらの漁獲量又は収穫量を把握できるものを除く。）

	（以下「主要河川・湖沼」という。）を管轄する漁業協同組合（※）並びに同河川及び湖沼に係る内水面漁業経営体（漁業協同組合に属するものを除く。） （令和 10 年調査） 漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼を管轄する漁業協同組合並びに同河川及び湖沼に係る内水面漁業経営体（漁業協同組合に属するものを除く。） ※「漁業協同組合」とは、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき設立された法人をいう（以下同じ。）。		
調査の規模	（令和 6 年～9 年調査） 約 750 調査対象 （令和 10 年調査） 約 1,200 調査対象	約 1,500 調査対象	約 130 調査対象
調査時期	（3 調査共通）調査年の翌年 1 月から 3 月まで		
調査事項 （詳細については、別紙 15 参照）	(1) 法人番号 (2) 魚種別漁獲量 (3) 天然産種苗採捕量	(1) 法人番号 (2) 魚種別収獲量 (3) 魚種別種苗販売量 (4) 観賞魚販売量	(1) 法人番号 (2) 漁業種類別魚種別漁獲量 (3) 養殖魚種別収獲量 (4) 天然産種苗採捕量 (5) 魚種別種苗販売量
調査方法	（3 調査共通） 調査は、調査員による自計又は他計調査、郵送による自計調査、オンラインによる自計調査又は民間事業者が創意工夫により設定する方法により行う。漁業協同組合、水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体（以下これらを「調査対象」という。）は調査票の配布及び回収方法を自由		

	に選択できることとし、調査実施前に、民間事業者が調査対象に確認を行う。 (1) 調査対象が自計調査を選択した場合 ア 民間事業者が郵送により又は調査員が調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を郵送により又は調査員が回収する方法 イ 調査対象が政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）から取得した電子調査票を用いて回答を行い、記入済みの電子調査票を同システムに登録するとともに、民間事業者が同システムに登録された電子調査票を取得する方法 (2) 調査対象が他計調査を選択した場合 民間事業者の調査員が調査対象から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法
--	--

※ 調査の規模については、主要河川・湖沼の範囲変更及び調査対象である漁業協同組合や内水面漁業経営体及び内水面養殖業経営体の統合、新規・休廃業等により、調査対象数には変更があり得る。

(2) 令和5年内水面漁業生産統計調査からの変更点

- ア 内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査の調査項目である「うなぎ（養殖）」について行政データを活用した集計を行い、調査項目から削除
- イ 調査対象の加除訂正及び調査対象名簿の作成を当省地方組織から民間事業者への請負契約により実施

2 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容

内水面漁業生産統計調査における調査対象の加除訂正及び内水面漁業生産統計調査に係る各種調査対象名簿の作成・報告、実査準備（調査関係用品の印刷、調査員の確保・指導、調査対象への協力依頼・確定）、実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成、審査）とする（業務の流れについては、別紙2参照）。

ア 業務実施期間

契約締結日から令和11年8月31日まで（令和6年調査分から令和10年調査分まで）とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (7) 調査ガイドライン（生産統計分野）内水面漁業生産統計調査（抜粋）
- (4) 内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿（毎年、調査実施年の前年11月上旬に貸与する。貸与する名簿については調査年で変更がある。）

- (ウ) 漁業センサス内水面漁業調査客体名簿、漁業センサス内水面地域調査客体名簿
(毎年、調査実施年の前年 11 月上旬に貸与する。貸与する名簿については調査年で変更がある。)
- (エ) 全国内水面漁業協同組合連合会等の関係団体から入手した名簿情報等(関係団体からの名簿入手時期により貸与する時期が変更する場合がある。)
- (オ) 照会対応事例集
- (カ) 審査事項一覧表(別紙 15)
- (キ) 令和 5 年調査結果
回収した調査票の審査を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの(調査対象個別データ及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表データを電子媒体により貸与する)。
- (ク) 内水面漁業生産統計調査集計プログラム
集計プログラムは、Microsoft Office Excel (Microsoft のサポート対象期間内のソフトを利用すること) で動作するマクロである。
- (ケ) 内水面漁業に関する行政データ
「うなぎ養殖収獲量」及び「天然産種苗採捕量のうなぎ」等に関する漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づく、調査実施年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの届出報告の情報
- (コ) オンライン調査システムマニュアル
- (サ) オンライン調査システム操作ガイド(以下「システム操作ガイド」という。)

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、調査業務に円滑に入っていける環境を整えるため、全国内水面漁業協同組合連合会等の関係団体に対し、本調査への理解・協力が得られるよう事前の働きかけを行うとともに業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は 9 (1) の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、本業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

- (7) 調査対象の加除訂正及び内水面漁業生産統計調査に係る各種調査対象名簿の作成・報告(実査前 11 月～1 月 10 日まで、実査終了後 8 月 25 日まで。定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日を期日とする(以下同じ。))
民間事業者は、以下の a～c の調査について、全国の内水面漁業協同組合、内水面漁業経営体及び内水面養殖業経営体を 1 の「調査の対象」に基づき区分し、それぞれ都道府県別にする。さらにそれを次に示すとおり各種調査対象名簿を作成するとともに 2 (1) カにより農林水産省に報告すること。

また、実査時に各種調査対象名簿の記載内容に修正並びに新規調査対象の追加

及び事業廃止・中止の削除が必要なことが判明した場合には、記載内容を修正し
2 (1) カにより農林水産省に報告することとするが、新規調査対象の追加及び事業
廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省担当者の了承を得ること。

a 内水面漁業漁獲統計調査

(a) 漁業センサス実施年（令和 10 年）

民間事業者は、農林水産省から貸与された前回漁業センサス実施年及び前年の内水面漁業協同組合等名簿（名簿の対象数については、別紙 1－1 調査対象数を参考とされたい。）並びに前回及び当年の漁業センサス内水面漁業調査客体名簿及び内水面漁業地域調査客体名簿を基に、全国内水面漁業協同組合連合会等の関係団体からの名簿情報等を加味し、農林水産省から示された指定河川・湖沼を管轄する漁業協同組合及び指定河川・湖沼で漁業を営む内水面漁業経営体について調査年の 12 月 31 日までの異動状況を確認し、内水面漁業協同組合等名簿を作成する。

作成した内水面漁業協同組合等名簿に疑義がある場合は備考欄に内容を記載するとともに都道府県・関係団体等に対する情報収集を行い、修正及び新規調査対象の追加等を行い内水面漁業協同組合等名簿を補正することとするが、内水面漁業協同組合等名簿への新規調査対象の追加及び事業廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省担当者の了承を得ること。

(b) 漁業センサス実施年以外の年（令和 6 年～令和 9 年）

民間事業者は、農林水産省から貸与された前年の内水面漁業協同組合等名簿（名簿の対象数については、別紙 1－1 調査対象数を参考とされたい。）及び直近の漁業センサス内水面漁業調査客体名簿を基に、全国内水面漁業協同組合連合会等の関係団体からの名簿情報等を加味し、農林水産省から示された主要河川・湖沼を管轄する漁業協同組合並びに主要河川・湖沼で漁業を営む内水面漁業経営体について、調査年の 12 月 31 日までの異動状況を確認し、内水面漁業協同組合等名簿を作成する。

作成した内水面漁業協同組合等名簿に疑義がある場合は備考欄に内容を記載するとともに都道府県・関係団体等に対する情報収集を行い、修正及び新規調査対象の追加等を行い内水面漁業協同組合等名簿を補正することとするが、内水面漁業協同組合等名簿への新規調査対象の追加及び事業廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省担当者の了承を得ること。

b 内水面養殖業収獲統計調査

(a) 漁業センサス実施年（令和 10 年）

民間事業者は、農林水産省から貸与された前年の内水面養殖業経営体名簿（名簿の対象数については、別紙 1－1 調査対象数を参考とされたい。）並びに前回及び当年の漁業センサス内水面漁業調査客体名簿及び内水面漁業地域調査客体名簿を基に、全国内水面漁業協同組合連合会、全日本錦鯉振興会及び新潟県錦鯉協議会等の関係団体からの名簿情報等を加味し、調査対象魚種の養殖を営む内水面養殖業経営体について、調査年の 12 月 31 日までの異動状況を確認し、「ます類、あゆ及びこい」、「にしきごい」別に内水面養

殖業経営体名簿を作成する。

作成した内水面養殖業経営体名簿に疑義がある場合は備考欄に内容を記載するとともに都道府県・関係団体等に対する情報収集を行い、修正及び新規調査対象の追加等を行い内水面養殖業経営体名簿を補正することとするが、内水面養殖業経営体名簿への新規調査対象の追加及び事業廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省の了承を得ることとする。

(b) 漁業センサス実施年以外の年（令和6年～令和9年）

民間事業者は、農林水産省から貸与された前年の内水面養殖業経営体名簿（名簿の対象数については、別紙1－1調査対象数を参考とされたい。）を基に、全国内水面漁業協同組合連合会、全日本錦鯉振興会及び新潟県錦鯉協議会等の関係団体からの名簿情報等を加味し、調査対象魚種の養殖を営む内水面養殖業経営体について、調査年の12月31日までの異動状況を確認し、「ます類、あゆ及びこい」、「にしきごい」別に内水面養殖業経営体名簿を作成する。

作成した内水面養殖業経営体名簿に疑義がある場合は備考欄に内容を記載するとともに都道府県・関係団体等に対する情報収集を行い、修正及び新規調査対象の追加等を行い内水面養殖業経営体名簿を補正することとするが、内水面養殖業経営体名簿への新規調査対象の追加及び事業廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省の了承を得ることとする。

c 3湖沼漁業生産統計調査

(a) 漁業センサス実施年（令和10年）

民間事業者は、農林水産省から貸与された前年の3湖沼調査対象名簿（名簿の対象数については、別紙1－1調査対象数を参考とされたい。）並びに前回及び当年の漁業センサス内水面漁業調査客体名簿及び内水面漁業地域調査客体名簿を基に、全国内水面漁業協同組合連合会等の関係団体からの名簿情報等を加味し、調査年の12月31日までの異動状況を確認し、3湖沼調査対象名簿を作成（整理番号は県内の通し番号を入力）する。

作成した3湖沼調査対象名簿に疑義がある場合は備考欄に内容を記載するとともに都道府県・関係団体等に対する情報収集を行い、修正及び新規調査対象の追加等を行い3湖沼調査対象名簿を補正することとするが、3湖沼調査対象名簿への新規調査対象の追加及び事業廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省の了承を得ることとする。

なお、3湖沼において漁業又は養殖業を営む経営体のうち、当該経営体の漁獲量・収獲量について水揚機関等でまとめて把握できない経営体については、当該経営体について3湖沼調査対象名簿に追加し調査を行うこととするが、地域の代表者等から複数経営体の調査結果をまとめて把握できる場合については、当該地域の名称・代表者の住所等を3湖沼調査対象名簿に整理する。

(b) 漁業センサス実施年以外の年（令和6年～令和9年）

民間事業者は、農林水産省から貸与された前年の3湖沼調査対象名簿（名簿の対象数については、別紙1－1調査対象数を参考とされたい。）及び直近

の漁業センサス内水面漁業調査客体名簿を基に、全国内水面漁業協同組合連合会等の関係団体からの名簿情報等を加味し、調査年の 12 月 31 日までの異動状況を確認し、3 湖沼調査対象名簿を作成（整理番号は県内の通し番号を入力）する。

作成した 3 湖沼調査対象名簿に疑義がある場合は備考欄に内容を記載するとともに都道府県・関係団体等に対する情報収集を行い、修正及び新規調査対象の追加等を行い 3 湖沼調査対象名簿を補正することとするが、3 湖沼調査対象名簿への新規調査対象の追加及び事業廃止・中止の削除に当たっては事前に農林水産省の了承を得ることとする。

なお、3 湖沼において漁業又は養殖業を営む経営体のうち、当該経営体の漁獲量・収獲量について水揚機関等でまとめて把握できない経営体については、当該経営体について 3 湖沼調査対象名簿に追加し調査を行うこととするが、地域の代表者等から複数経営体の調査結果をまとめて把握できる場合については、当該地域の名称・代表者の住所等を 3 湖沼調査対象名簿に整理する。

(イ) 実査準備

a 調査関係用品の印刷（11 月から 1 月中旬まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- (a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙 3 参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に毎年 1 月中旬までに作成・印刷すること。

また、2 (1) カのとおり印刷物一式を印刷終了時に 2 セット納入する。

- (b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。

見本については、入札説明会において示すものとする。

- (c) 調査対象に配布する調査関係用品における本業務の実施機関名は「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」とすること。

b 調査員の確保・指導（11 月から 1 月中旬まで）

民間事業者は、民間事業者自ら調査員を確保し、調査員の仕事の内容、調査員としての心得、調査の進め方、調査票の記入・審査の仕方、報告の仕方など、必要な教育（研修）等を実施する。

調査員への教育（研修）等の内容及び資料については、毎年 11 月末日までに農林水産省の了解を得ること。

なお、民間事業者自ら調査員が確保できず、農林水産省の登録調査員※の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し、同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

※統計調査員として稼働している登録調査員は、令和 4 年度末では全国で 5,000 名程度設置されており、都道府県別の設置状況を確認したい場合は、農林

水産省に確認すること。

c 調査対象への協力依頼・確定（１月中旬まで）

民間事業者は、調査実施年の１月中旬までに２の(1)のエの(7)で作成する「内水面漁業協同組合等名簿」（別紙５－１）、「内水面養殖業経営体名簿」（別紙５－２）及び「３湖沼調査対象名簿」（別紙５－３）に記載した調査対象の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、調査関係用品の配布・調査票の回収方法を確認する。

民間事業者が創意工夫により調査方法を設定する場合には、当該調査方法の具体的内容を説明した書類を農林水産省に提出し、その承認を得なければならない。

回収方法を確認する際、インターネットが整備されている調査対象については、オンライン調査システムによるオンライン調査（以下単に「オンライン調査」という。）についても積極的に協力を求めることとし（別紙１３）、新たにオンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する（オンライン調査の変更は、年途中からでも可能）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（令和４年調査におけるオンライン調査システムの利用割合は、約３.６パーセント）。

また、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「調査拒否等報告」（別紙６の様式による。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、農林水産省が民間事業者と連携して対応するものとする。

(ウ) 実査

a 調査関係用品の配布（１月中旬まで）

民間事業者は、オンライン調査を選択した調査対象以外には、(イ)のcで確認した方法で、調査対象に対し調査票（別紙４－１、４－２、４－３）、返信用封筒及び調査票記入要領（「調査への御協力をお願い」（別紙１０）、「調査票の記入の仕方」（別紙１１－１、１１－２、１１－３））を配布する。

また、オンライン調査を選択した調査対象については、「オンライン調査システムマニュアル」に基づきＩＤ、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

なお、調査票の回収については１月下旬から３月上旬までに設定すること。

b 集計プログラム

農林水産省が貸与する集計プログラムの利用ソフト（Microsoft Office Excel（Microsoftのサポート対象期間内のソフトを利用すること））については、民間事業者で準備すること。

c オンライン調査システムの回答者情報登録（１月）

民間事業者は、毎年１月末日までに、「オンライン調査システムマニュアル」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙 14 参照）。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びに ADSL 等のブロードバンド環境及び固定 IP アドレスを民間事業者で準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS (オペレーティングシステム)	Windows 10、Windows 11、macOS 13.5
ブラウザ	Microsoft Edge 118、Safari 16、Firefox 119、Google Chrome 118

d 調査対象からの問合せ、苦情等の対応（随時）

民間事業者は次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ、苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

- (c) 問合せ、苦情等の対応状況については、「問合せ、苦情等対応状況」（別紙 9 の様式による。）に取りまとめ、9 (1) に定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより報告すること。

e 調査票の回収・督促（１月から３月まで）

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査対象から指定した期日（１月下旬～３月上旬）までに調査票を回収するとともに、未回収の調査対象に対し、督促を行うこと。

オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上で回答データの取得の作業を行う（別紙 14 参照）。作業の手順については、「オンライン調査システムマニュアル」を参照する。

また、提出期限までに調査票を提出することが困難なことが判明した場合は速やかに調査拒否等報告に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、指示を受けるものとする。

- (b) 調査票の回収・督促方法は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
- (c) 調査票の回収・督促状況を「調査票回収・督促状況」（別紙 7 の様式による。）に取りまとめ、9 (1) に定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより報告すること。

f 実査時に新規内水面漁業経営体等を把握した場合

実査時に新規内水面漁業経営体等を把握した場合には、農林水産省担当者に

連絡を行うこと。

把握した新規内水面漁業経営体等が調査実施年の前年から漁業を営んでいる場合には、調査対象となるため、各種調査対象名簿への追加を行うとともに早急に実査する。

g 実査時に事業廃止・中止した内水面漁業経営体等を把握した場合

実査時に事業廃止・中止した内水面漁業経営体等を把握した場合には、農林水産省担当者に連絡を行うこと。

把握した事業廃止・中止した内水面漁業経営体等が調査実施年の前年に漁業を営んでいる場合には、調査対象となるため、各種調査対象名簿の備考へ事業廃止・中止の旨を追加するとともに早急に実査する。

(イ) 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会（１月から３月まで（概数取りまとめ）、６月から８月まで（確定値取りまとめ））

民間事業者は、提出された調査票の内容について、審査事項一覧表に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。

確定値取りまとめ時においては、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか、調査対象へ確認を行い、変更が生じた場合は、審査事項一覧表に基づき、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行い、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、調査票の内容を修正する。

また、調査対象に対する照会の状況は「疑義照会状況」（別紙８の様式による。）に取りまとめ、９(１)に定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより報告する。

(ロ) 調査票の電子化・集計、統計表の作成・審査・報告（２月から３月まで（概数取りまとめ）、７月から８月まで（確定値取りまとめ））

民間事業者は、審査が終了した調査票について、別途提示するファイルフォーマットに基づき電子化し、電子化したデータと調査票の突合チェックを行う。なお、確定値取りまとめ後の調査票及び電子化したデータをカにより農林水産省に報告する。

チェック終了後、電子化したデータ及び農林水産省から貸与する内水面漁業に関する行政データを農林水産省が貸与する内水面漁業生産統計調査集計プログラムを用い集計し、「全国・都道府県別・河川湖沼別結果表」（以下「結果表」という。）を作成する。作成した結果表について、審査事項一覧表に基づき、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行う。また、審査後の結果表について、画一的な秘匿措置を行い（調査対象の数が３未満の場合、当該数値を記号に変換）、カにより農林水産省に報告する。

また、調査票の備考欄に記入された漁業生産量（行政データを用いた集計による漁業生産量は除く。）の増減理由等の情報を整理し、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」（別紙１２）を作成し、カに定める期日までに農林水産省に報告する。

なお、統計表の作成方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。

オ 情報セキュリティ管理

- (7) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルについては提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること（特に、前年・当年調査票、内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿については細心の注意を払う）。

- (イ) セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。

- a 当年調査票（電子データを含む。）、内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿の取扱いに関する責任者、業務従事者、調査員の管理及び実施体制

- (a) 責任者：業務従事者を統括し、業務の適切な実施を管理するとともに、各業務部署との連絡・調整を行う者
(b) 業務従事者：業務の進行に必要な各業務に従事する者
(c) 調査員：各調査対象名簿に記載された調査の対象となる内水面漁業協同組合、内水面漁業経営体及び内水面養殖業経営体を訪問し、調査票の配布、回収、聞き取り、記入内容の確認、審査等の事務を行う者

- b オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

- (ウ) 民間事業者又はその職員、その他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。

- (エ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により必ず廃棄するものとする。

なお、情報システム等の廃棄については、情報の復元又は判読できない方法を用いること。

- (オ) 農林水産省は、個人情報の管理状況について、民間事業者に対し、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行う。

- (カ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（各種調査対象名簿及び調査票（確定値の審査が終了したもの））にあっては、これに加えて紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙3）に掲げるものの印刷物一式を印刷終了時に2セット納入する。

なお、次の表で定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日を期日とする（以下同じ。）。

内水面漁業協同組合等名簿	調査実施年の１月１０日（実査開始前）調査実施年の８月２５日（確定値）
内水面養殖業経営体名簿	調査実施年の１月１０日（実査開始前）調査実施年の８月２５日（確定値）
３湖沼調査対象名簿	調査実施年の１月１０日（実査開始前）調査実施年の８月２５日（確定値）
全国・都道府県別・河川湖沼別結果表	調査実施年の３月３１日（概数） 調査実施年の８月２５日（確定値）
内水面漁業・養殖業生産量に関する情報	調査実施年の３月３１日（概数） 調査実施年の８月２５日（確定値）
調査票（確定値の審査が終了したもの）	調査実施年の８月２５日

(2) 請負業務に関する留意事項

ア 民間事業者は、統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作、Microsoft word 及び Excel の操作が可能）に関する知識を有している者を業務従事者として配置すること。

また、業務従事者は、本業務に当たり内水面漁業及び養殖業に関する知識、内水面漁業生産統計調査に関する知識を習得し、照会対応業務及び督促業務ができること。（６ 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法の「表１ 評価項目一覧表」の 2.2 組織の専門性において、「・業務遂行に当たり、内水面漁業・養殖業の生産・流通関係の基本的な知識（内水面漁業・養殖業についての用語、生産・流通過程等の知識）を有しているか。」を評価項目としていることから、提案書に知識（内水面漁業に関する業務の経験等）の有無もしくは、内水面漁業に関する知識習得への具体的方法等を記載すること。）

※過去の人員等については、別紙 16 従来の実施状況を参照されたい。

イ 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

ウ 民間事業者は、「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告する。

エ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務時間内（平日 9 時から 18 時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整がとれる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

オ 本業務に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は

認めること。

カ 本業務の各工程の作業方針、スケジュールを策定し、令和6年11月末日までに農林水産省と調整する。また、各工程の作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整する。

キ 事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。

ク 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行う。

研修の内容及びスケジュールについては、毎年11月末日までに農林水産省の了解を得るものとする。

ケ 民間事業者が調査員による調査を実施する際には、調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。

調査員の確保及び必要な研修等については、調査員が各調査対象名簿に記載された調査の対象となる内水面漁業協同組合、内水面漁業経営体及び内水面養殖業経営体を訪問し、調査票の配布、回収、聞き取り、記入内容の確認、調査票回収時の審査等の事務を行うことを考慮し、実施すること。

調査員への研修等の内容及び資料については、毎年11月末日までに農林水産省の了解を得ること。

また、調査員からの疑義照会に対し対応できる体制を整えることとする。

調査員への研修資料及び研修内容に関することで、農林水産省の助言が必要と判断される場合には問合せすること。

なお、民間事業者自ら調査員が確保できず、農林水産省の登録調査員※の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し、同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

※統計調査員として稼働している登録調査員は、令和4年度末では全国で5,000名程度設置されており、都道府県別の設置状況を確認したい場合は、農林水産省に確認すること。

コ 天災地変等の影響により、調査対象数が減少する場合があるが、この場合、調査対象数については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ、苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査対象を漏れなく確実に調査する

ことにより、網羅的かつ正確な統計を作成する必要がある。

したがって、調査対象の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は 100 パーセントを達成すること（民間事業者の責に依らない場合（天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等により、調査が行えない調査対象があった場合）を除く。）。

エ 調査票、結果表及び内水面漁業・養殖業生産量に関する情報については報告期日までに報告するとともに、農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。

なお、調査票、結果表等の審査については、民間事業者は、次の(7)及び(4)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ確に対応すること。

(7) 農林水産省が調査票のデータ、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。

(4) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票、結果表等の内容の修正を行うこと。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2(1)カの納入物件及び9(1)による報告により確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負（単価）契約とする。

なお、民間事業者から調査対象への調査票送付、調査対象からの調査票返送の郵送費については、契約金とは別に実支出額により精算するので、調査種類ごとに都道府県名、調査対象名、支出額を明記した書類（支払った実額を証明できるもの）を作成し、請求時に提出すること。

イ 契約金の支払いについては、調査実施年の3月及び8月の年2回とする。

支払いに当たり民間事業者は、2(1)カに示す納入物件、9(1)に示す報告及び業務の完了を確認できる書類を農林水産省に提出し、農林水産省の行う検査に合格したときは、調査実施対象数に契約単価（なお、3月の支払いについては、調査準備から調査結果表（概数）を納入する調査実施年の前年11月から調査実施年の3月末までの単価、8月の支払いについては、調査票回答内容及び集計値の再精査、再集計等を行い調査結果表（確定値）を納入する調査実施年4月から8月末までの単価）を乗じて得た金額（ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を書面をもって農林水産省に請求するものとする。

農林水産省は提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウまでに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(7) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

② 農林水産省が、2(1)力の納入物件や問合せ、苦情等対応状況の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

3 内水面漁業生産統計調査の契約期間

契約期間は、契約締結日から令和11年8月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾事業者であること。（提案書にプライバシーマーク登録書を添付するとともに初回登録年月及び更新回数を記載すること。）
- (11) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記（1）及び（5）で定める入札参加資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール

ア 入札公告	令和6年6月下旬頃
イ 入札説明会（第1回）	令和6年7月上旬頃
（第2回）	令和6年7月中旬頃
（第3回）	令和6年7月下旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	令和6年8月上旬頃
エ 入札書類提出期限	令和6年8月下旬頃
オ 入札書類の評価	令和6年9月上旬頃
カ 開札	令和6年9月中旬頃
キ 暴力団排除手続き	令和6年9月中旬頃
ク 契約の締結	令和6年10月上旬頃
ケ 業務の引継ぎ	令和6年11月初め

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

・質問提出先

農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課漁業生産統計班

担当：漁業生産統計第2係長 時田 守行

E-mail：moriyuki_tokita630@maff.go.jp 電話：03-3502-8094

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、①入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類、②資格審査結果通知書、③提案書、④「表1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの、⑤セキュリティマニュアルを提出すること。

①については、入札説明書記載事項を確認の上、提出すること。

②については令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写しを提出すること。

③から⑤までについては紙媒体8部とともに電子媒体（CD-ROM）で提出すること。その際のファイル形式は、Microsoft Office-Word、Microsoft Office-PowerPoint、Microsoft Office-Excel 又はPDF形式とする（これらのファイル形式による提出が困難な場合は、農林水産省まで申し出ること）。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載すること。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付すること。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載すること。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載すること。

(7) 実施計画

(イ) 実施体制・設備・環境

(ウ) 組織の専門性

- (イ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配布
- (キ) 各種調査対象名簿の作成、調査対象への協力依頼
- (ク) 問合せ、苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収・督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (サ) 調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告
- (シ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況
- (ス) 賃上げの実施を表明した企業等

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおりにする。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（47点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点173点）

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書 項目番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加点	加重	

1 実施計画							
1.1	実施計画		・実施計画（スケジュール）は、農林水産省の示す要件が満たされているか。	基本的な調査実施計画	10	-	-
		☆	・業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか。	調査の効率化	-	9	3
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再請負をする業務がある場合、再請負の業務内容・業者が明確に示されているか。	基本的な組織体制	3	-	-
			・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか。		3	-	-
			・支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境	3	-	-
			・本業務を実施する場所及び設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な実施体制が用意されているか。		3	-	-
			・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3
			・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制（3人程度）が備わっているか。		-	9	3
2.2	組織の専門性		・業務遂行に当たり、内水面漁業・養殖業の生産・流通関係の基本的な知識（内水面漁業・養殖業についての用語、生産・流通過程等の知識）を有しているか。	専門性	-	9	3
			・電話による督促、問合せ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。	処理能力	-	6	2
			・公的統計調査事業の請負実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	9	3
			・ISO9001又はISO20252の認証を受けているか。注1)	資格	-	3	1
2.3	本業務従事予定者の研修		・教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（内水面漁業生産統計調査について、秘密の保護についてなど）。	研修のプログラム	4	-	-
		☆	・研修の計画に工夫が示されているか（研修方法、研修時間など）。	研修計画	-	6	2
		☆	・統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。		-	6	2
2.4	セキュリティ対策		・農林水産省の示すセキュリティ管理の要件が満たされているか。	基本的なセキュリティ	3	-	-
			・プライバシーマークの認証を受け、5回以上更新しているか。注2)	万全なセキュリティ	-	3	1
			・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか。注3)		-	6	2
			・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。		-	9	3
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配布		・印刷・配布の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
		☆	・調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか。	調査票等配布業務の質	-	6	2
3.2	各種調査対象名簿の作成、調査対象への協力依頼		・各種調査対象名簿の作成及び調査対象への調査の協力依頼についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
		☆	・調査対象へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されているか。	調査への協力依頼業務の質	-	9	3
		☆	・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか。	効率化	-	6	2
3.3	問合せ、苦情等対応		・調査対象からの問合せ、苦情等の対応についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
		☆	・調査対象からの問合せ、苦情等に迅速かつ適切な対応を行うための体制と工夫が示されているか。	問合せ、苦情等対応の工夫	-	9	3
3.4	調査票の回収・督促		・調査票の回収・督促の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
		☆	・調査票を確実に回収（100%）するための創意工夫による設定がされているか。	調査票回収・督促業務の質	-	9	3
3.5	調査票の審査・疑義照会対応		・調査票の審査、疑義照会の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
		☆	・審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか。	調査票の審査業務の質	-	6	2
		☆	・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫（調査票の記入誤りがないか又は要因があるものか確認する手順等を明記すること等）が示されているか。	効率化	-	6	2
3.6	調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告		・調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
		☆	・調査票データの電子化、統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか。	効率化	-	6	2
		☆	・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫（電子化の際の入力ミス等がないか確認する		-	6	2

			る手順等を明記すること等)が示されているか。					
4 その他								
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆	・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか。	その他	-	3	1	
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標								
5.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	☆	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(a～c)の法令に基づく認定を受けているか。 a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定 ・ブラチナえるぼし(※①) 11点 ・えるぼし3段階目(※②) 9点 ・えるぼし2段階目(※②) 7点 ・えるぼし1段階目(※②) 4点 ・行動計画(※③) 4点 ※① 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※② 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※③ 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 b. 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(以下「次世代法」という。)に基づく認定 ・ブラチナくるみん(※④) 8点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)(※⑤) 7点 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※⑥) 6点 ・トライくるみん(※⑦) 5点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※⑧) 4点 ※④ 次世代法15条の2の規定に基づく認定 ※⑤ 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※⑥ 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※⑧の認定を除く。) ※⑦ 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※⑧ 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 c. 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 ※⑨ aからcのうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する ※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(依頼)」(内閣府男女共同参画局長通知(平成29年4月28日一部改正))を参照のこと。	-	11	-	
6 賃上げの実施を表明した企業等								
6.1	賃上げの実施を表明した企業等	☆	・賃上げを実施する企業として、以下の(1)又は(2)の表明をしているか。 (1) 大企業に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること (2) 中小企業等に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること			12		

6.2	財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知があった者	財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知があった者について、減点始期から1年間、本評価項目の加点割合に20%加算した割合により計算した点数を減点する。			▲14		
-----	--------------------------------	--	--	--	-----	--	--

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目	110	47	173
実施体制、実績を評価する項目	110	47	63
技術点合計	220	47	173

必須（基礎点）については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で；0～3点の4段階により評価

注1) この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う。
注2) この項目は、更新回数が5回未満…0点 更新回数が5回以上…3点 で評価を行う。
注3) この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う。

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(7) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

なお、技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を110点、実施体制、実績を評価する項目の配分を110点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	47点
技術点（加点項目：加点）	173点
価格点	110点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は47点とし、1つでも満たしていない場合は0点とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分（110 点）×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、農林水産省が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

7 内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙 16）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備

- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するための政府統計共同利用システムへのアクセス権（２（１）エ参照。）を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

２（３）で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

次の表で定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日を期日とする。

報告事項	報告期日	備 考
各種調査対象名簿	年２回 調査実施年の１月１０日、調査実施年の８月２５日	別紙５－１、５－２及び５－３の様式によること
調査拒否等報告	随時報告	別紙６の様式によること。
調査票回収・督促状況	年２回 調査実施年の３月３１日（概数）、調査実施年の８月２５日（確定値）	別紙７の様式によること。
疑義照会状況	年２回 調査実施年の３月３１日（概数）、調査実施年の８月２５日（確定値）	別紙８の様式によること。
問合せ、苦情等対応状況	年２回 調査実施年の３月３１日（概数）、調査実施年の８月２５日（確定値）	別紙９の様式によること。

勤務体制表	年 1 回 調査年の 翌年 8 月 25 日	・ 業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 ・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。 ・ 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。 ・ 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。
事業報告書		以下の実施状況について記載すること。
令和 6 年調査	令和 7 年 8 月 25 日	・ 2 (3) の業務遂行に当たり確保されるべき質 ・ 情報セキュリティに関する取組
令和 7 年調査	令和 8 年 8 月 25 日	
令和 8 年調査	令和 9 年 8 月 25 日	
令和 9 年調査	令和 10 年 8 月 25 日	
令和 10 年調査	令和 11 年 8 月 24 日	

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(1) の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2) の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・

提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「内水面漁業生産統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自らが行う業務が内水面漁業生産統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 権利義務の帰属等

民間事業者は、本業務において生じた印刷物（成果物、提出物、引継書（現行事業者＞農林水産省＞新規事業者）、研修資料等）の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は農林水産省に帰属する。

ケ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

コ 取得した個人情報の利用禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

サ 再請負

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負（再請負先が請負先の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再請負を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再請負に関する事項（再請負先の住所・名称、再請負先に請負する業務の範囲、再請負を行うことの合理性及び必要性、再請負先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再請負を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再請負先の事業者に対し、上記「(4) 秘密の保持」及び本項（「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再請負先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再請負先の事業者に再々請負をさせてはならない。

シ 契約内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手

続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、法令改正等により業務内容等に変更が生じるときは、民間事業者はその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第 21 条の手続を要せず契約を変更することができる。

ス 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(7) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

セ 契約解除時の取扱い

(7) 契約解除時の請負報酬の支払

上記スに該当し、この契約に違反した場合には、契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を民間事業者に請求することができる。

(イ) 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記スに該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(7)の請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、農林水産省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

農林水産省は、民間事業者が前項の規定による金額を農林水産省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払の日まで民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を納付させることができる。

(エ) 損害賠償

農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

ソ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

タ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2 (1) カ 納入物件及び納入期日」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数 1 日につき契約金額の年 100 分の 5 の割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

- (1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、総務大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、令和 9 年 8 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

- (2) 調査の実施方法

農林水産省は、9 (1) の報告等を基に、(3) の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

- (3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9(1)の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、報告様式に従い令和9年11月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

(2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 9(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は9(2)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、9(3)による指示に違反した者

- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違法行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 環境負荷低減に係る留意事項

民間事業者は、本業務の実施に関し、以下に掲げる資料を閲覧し、みどりの食料システム戦略及び環境関連法令の規定への理解を深めた上で、環境負荷の低減に繋がるものとなるように努めること。

※関係資料

- ・別紙 17「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について」
- ・別紙 18「環境関連法令における主な「事業者の責務」、「事業者の努力」規定」
- ・農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略）

リンク先：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

(7) 内水面漁業生産統計調査の監督上の措置等の監理委員会への報告

農林水産省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

また、法第 45 条に基づき監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(8) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9 (2)により行うこととする。

(9) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者 3 名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

(参考) 過去の都道府県別調査対象数及び調査員数

内水面漁業漁獲統計調査は、5年周期で漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼を調査範囲とした調査を実施し中間年は5年周期の調査結果を基に選定した主要河川・湖沼を調査範囲として調査を実施している。

直近で全ての河川・湖沼を対象に調査を実施した平成30年の調査対象数及び調査員数並びに直近で主要河川・湖沼を対象に調査を実施した令和4年調査の調査対象数及び調査員数は以下のとおりである。

注1: 令和6年からの内水面養殖業収獲統計調査の調査対象魚種は、ます類、あゆ、こい、にしきごいである。

注2: 平成30年の内水面養殖業収獲統計調査の調査対象魚種は、ます類、あゆ、こい、うなぎである。

注3: 令和4年の内水面養殖業収獲統計調査の調査対象魚種は、ます類、あゆ、こい、うなぎ、にしきごいである。

		内水面漁業生産統計調査									
		内水面漁業 漁獲統計調査		内水面養殖業 収獲統計調査		3 湖 沼 漁 業 生産統計調査		調査対象数 計		調査員数	
		(平成30年)	(令和4年)	(平成30年)	(令和4年)	(平成30年)	(令和4年)	(平成30年)	(令和4年)	(平成30年)	(令和4年)
		全ての河川・ 湖沼を調査 (3湖沼を除く)	主要河川・湖沼 を調査 (3湖沼を除く)	ます類、あゆ、 こい、にしきごいを調査 (3湖沼を除く)		琵琶湖、霞ヶ浦 及び北浦を調査		G = (A+C+F)	H = (B+D+G)	民間事業者 実査	民間事業者 実査
全 国 計		A	B	C	D	E	F				
北海道	01	1,254	747	1,456	1,824	140	127	2,850	2,698	87	85
青 森	02	124	49	29	26	-	-	153	75	1	2
岩 手	03	60	23	17	16	-	-	77	39	1	2
宮 城	04	67	51	39	38	-	-	106	89	-	-
秋 田	05	31	22	29	29	-	-	60	51	1	3
山 形	06	24	14	26	22	-	-	50	36	2	1
山 形	06	54	44	48	45	-	-	102	89	-	1
福 島	07	59	47	31	26	-	-	90	73	2	1
茨 城	08	27	21	12	8	95	86	134	115	4	3
栃 木	09	24	21	38	41	-	-	62	62	5	2
群 馬	10	47	41	37	36	-	-	84	77	3	3
埼 玉	11	12	10	9	11	-	-	21	21	1	1
千 葉	12	21	13	6	16	-	-	27	29	1	1
東 京	13	39	30	19	19	-	-	58	49	1	2
神 奈 川	14	11	8	16	16	-	-	27	24	2	2
新 潟	15	39	20	33	338	-	-	72	358	2	4
富 山	16	18	8	17	19	-	-	35	27	1	2
石 川	17	24	11	15	20	-	-	39	31	1	2
福 井	18	20	7	11	15	-	-	31	22	2	1
山 梨	19	18	10	37	39	-	-	55	49	3	2
長 野	20	33	25	91	81	-	-	124	106	6	5
岐 阜	21	36	35	81	81	-	-	117	116	4	1
静 岡	22	28	8	101	98	-	-	129	106	3	3
愛 知	23	22	20	144	138	-	-	166	158	5	3
三 重	24	48	34	21	23	-	-	69	57	1	1
滋 賀	25	19	2	35	34	45	41	99	77	1	2
京 都	26	17	12	8	11	-	-	25	23	1	2
大 阪	27	6	3	1	3	-	-	7	6	-	-
兵 庫	28	13	2	14	19	-	-	27	21	2	2
奈 良	29	24	21	27	58	-	-	51	79	1	2
和 歌 山	30	14	7	20	18	-	-	34	25	2	2
鳥 取	31	5	4	10	9	-	-	15	13	1	3
鳥 根	32	9	5	12	10	-	-	21	15	1	1
岡 山	33	19	13	26	27	-	-	45	40	1	-
広 島	34	22	16	25	47	-	-	47	63	2	4
山 口	35	16	4	12	16	-	-	28	20	2	3
徳 島	36	36	24	53	43	-	-	89	67	6	2
香 川	37	1	-	13	21	-	-	14	21	-	1
愛 媛	38	12	5	17	23	-	-	29	28	1	2
高 知	39	22	9	32	30	-	-	54	39	-	1
福 岡	40	18	12	24	41	-	-	42	53	3	3
佐 賀	41	10	5	5	4	-	-	15	9	-	-
長 崎	42	1	-	5	11	-	-	6	11	-	-
熊 本	43	21	8	45	41	-	-	66	49	2	2
大 分	44	15	6	30	29	-	-	45	35	3	1
宮 崎	45	50	16	68	65	-	-	118	81	4	1
鹿 児 島	46	18	1	64	63	-	-	82	64	2	3
沖 縄	47	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-

(参考) 過去の調査方法別調査対象数

平成30年調査

	調査員	郵送	オンライン	F A X
計	1,761	1,057	21	6
漁獲調査	980	267	4	2
養殖調査	673	758	17	4
3湖沼調査	108	32	-	-

令和元年（平成31年）調査

	調査員	郵送	オンライン	F A X
計	1,491	1,366	32	9
漁獲調査	572	179	4	-
養殖調査	819	1,151	28	9
3湖沼調査	100	36	-	-

令和2年調査

	調査員	郵送	オンライン	F A X
計	1,538	1,223	70	10
漁獲調査	576	169	8	-
養殖調査	868	1,018	62	10
3湖沼調査	94	36	-	-

令和3年調査

	調査員	郵送	オンライン	F A X
計	1,453	1,239	80	4
漁獲調査	570	174	8	-
養殖調査	787	1,031	70	4
3湖沼調査	96	34	2	-

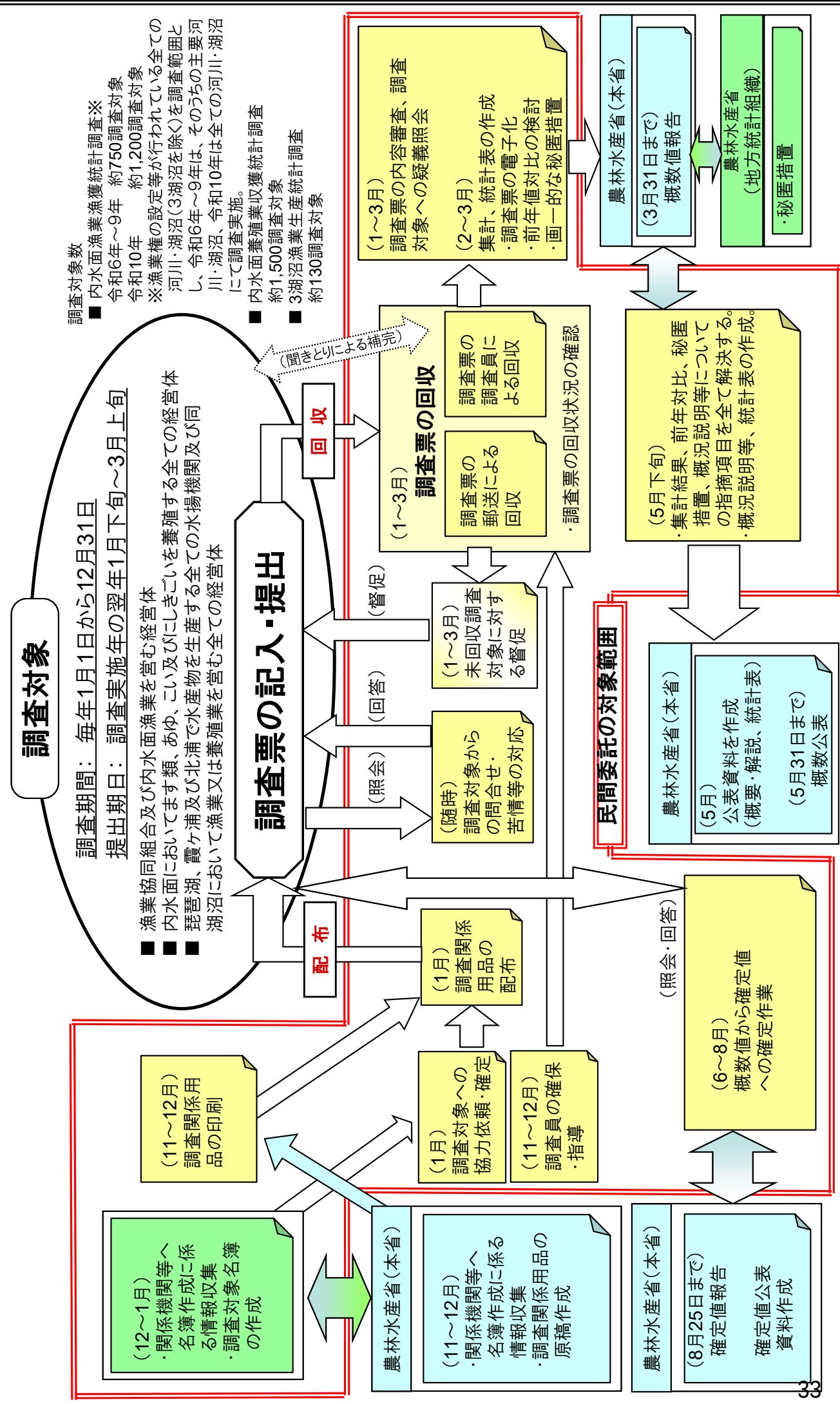
令和4年調査

	調査員	郵送	オンライン	F A X
計	1,385	1,201	96	5
漁獲調査	576	157	7	2
養殖調査	716	1,011	88	3
3湖沼調査	93	33	1	-

※ 民間事業者により調査員、郵送、オンライン、F A Xのうち、調査対象が選択した方法で調査を実施した。

内水面漁業生産統計調査の流れ図（令和6年～10年の実施方法）

全体の流れ



調査対象配布用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農林水産省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査対象への送付時期	積算内訳
内水面漁業漁獲統計調査・内水面養殖業収獲統計調査・3湖沼漁業生産統計調査共通						
1	調査への御協力をお願い (調査票を調査員が回収する場合)	○	○	11	1月	(令和6年～9年)570(漁獲調査対象数)+600(養殖調査対象数)+100(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,339 (令和10年)910(漁獲調査対象数)+600(養殖調査対象数)+100(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,696
2	調査への御協力をお願い (調査票を郵送で回収する場合)	○	○	11	1月	(令和6年～9年)180(漁獲調査対象数)+900(養殖調査対象数)+30(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,171 (令和10年)290(漁獲調査対象数)+900(養殖調査対象数)+30(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,286
3	送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	×	1月	(令和6年～9年)750(漁獲調査対象数)+1,500(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,505 (令和10年)1,200(漁獲調査対象数)+1,500(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,977
4	返信用封筒 (調査票を郵送で回収する場合)	×	○	×	1月	(令和6年～9年)180(漁獲調査対象数)+900(養殖調査対象数)+30(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,171 (令和10年)290(漁獲調査対象数)+900(養殖調査対象数)+30(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,286
5	オンライン調査への御協力をお願い	○	○	11	1月	(令和6年～9年)750(漁獲調査対象数)+1,500(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,505 (令和10年)1,200(漁獲調査対象数)+1,500(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,977
6	オンライン調査システム操作ガイド	○	×	11	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
7	オンライン調査用ID・パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
内水面漁業漁獲統計調査						
8	調査票の記入の仕方 (内水面漁業漁獲統計調査票)	○	○	11	1月	(令和6年～9年)750(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=793 (令和10年)1,200(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,265
9	内水面漁業漁獲統計調査票	○	○	11	1月	(令和6年～9年)750(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=793 (令和10年)1,200(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,265
内水面養殖業収獲統計調査						
10	調査票の記入の仕方 (内水面養殖業収獲統計調査票)	○	○	11	1月	1,500(養殖調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,580
11	内水面養殖業収獲統計調査票	○	○	11	1月	1,500(養殖調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,580
3湖沼漁業生産統計調査						
12	調査票の記入の仕方 (3湖沼漁業生産統計調査票)	○	○	11	1月	130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
13	3湖沼漁業生産統計調査票	○	○	11	1月	130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142

※ 積算内訳は、令和元年から4年調査における調査対象の意向を踏まえた調査方法別比率を基に試算したものであり、今後実際に調査を行う際の調査方法ごとの調査対象数についても、調査対象の意向を反映するため、これと一致するとは限らない。

※ 内水面養殖業収獲統計調査について、令和6年調査から調査対象魚種から「うなぎ」を除外することから、調査対象数は令和4年調査の調査対象数から約300減少する見込み。

秘
農林水産省

内水面漁業生産統計調査

内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業漁獲統計調査票



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。
 なお、この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入ください。
 ○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

記 入 見 本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

調 査 年	都道府県	市 町 村	河 川 ・ 湖 沼	整 理 番 号
: : : :	: : :	: : :	: : : :	: : : :

2	0	2	1
---	---	---	---

← ← ←
入 力 方 向

法人の方は、法人番号を記入してください。

: : : : : : : : : : : : : : : :

1 魚種別漁獲量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に河川・湖沼において、漁業経営体が漁獲した魚種別の漁獲量をkg単位で記入してください。

なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含めないでください。

区 分		漁 獲 量 (kg)									
魚 類	さ け 類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	からふとます	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	さくらます	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	その他のさけ・ます類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	わ か さ ぎ	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	あ ゆ	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	し ら う お	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	こ い	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	ふ な	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	うぐい・おいかわ	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	う な ぎ	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	は ぜ 類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	そ の 他 の 魚 類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
貝 類	し じ み	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	そ の 他 の 貝 類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
その他の水産動植物類	え び 類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	そ の 他	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

※裏面の魚種分類表を参考にして記入してください。

備 考 欄

増減の多かった魚種の増減理由について該当する番号に丸印をし（複数選択可）、その具体的な内容について記入してください。

（増減理由）

1 気象の影響、2 病気の発生、
 3 河川湖沼環境の変化、4 食害、
 5 需要の動向、6 その他

（具体的な内容）

〔記入上の注意〕 1：しらすうなぎは、調査対象外のため漁獲量に含めないでください。
 2：漁獲量は、右づめで記入してください。

2 天然産種苗採捕量

上記のあゆの漁獲量のうち、種苗として採捕した数量をkg単位で記入してください。

項 目	採 捕 量 (kg)
天然産種苗採捕量	あ ゆ : : : : : : : : : :

〔記入上の注意〕 採捕量は、右づめで記入してください。

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局	
担 当 者 名	
電 話 番 号	35

内水面漁業漁獲統計調査内水面漁業魚種分類表

魚 種			該 当 す る 魚 種 名 等
魚 類	さけ ・ ます 類	さけ類	しろざけ（「ときしらず」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
		からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）
		さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。）
		その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いwana、おしよろこま、かわます、ごぎ、えぞいwana、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
	わかさぎ あゆ しらうお こい ふな うぐい・おいかわ うなぎ はぜ類 その他の魚類	わかさぎ	わかさぎ
		あゆ	あゆ
		しらうお	しらうお
		こい	こい
		ふな	ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）
		うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。）
		うなぎ	うなぎ（しらすうなぎは、調査対象外のため除く。）
		はぜ類	まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさぎ、しろうお、よしのぼり、ぶりんご、ちちぶ、うきごり等
		その他の魚類	上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等）
貝 類	しじみ		やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
	その他の貝類		しじみ以外の貝類
動植物 その他の 水産	えび類		すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）
	その他の水産動植物類		上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）

秘
農林水産省

内水面漁業生産統計調査

内水面養殖業収獲統計調査

内水面養殖業収獲統計調査票



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。

なお、この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

記 入 見 本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

調 査 年	都道府県	市 町 村	整理番号
: : : :	: : : :	: : : :	: : : :

2	0	3	1
---	---	---	---

← ← ←
入 力 方 向

法人の方は、法人番号を記入してください。

: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :	: : : :
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

1 魚種別収獲量（食用）

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に食用を目的として養殖（卵又は稚魚から食用サイズまで育て出荷すること）を行い収獲したます類、あゆ及びこいについて、魚種別の収獲量をkg単位で記入してください。

項 目			収 獲 量 (kg)									
魚 類	ます類	に じ ま す	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		その他のます類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	あ ゆ		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	こ い		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

〔記入上の注意〕 収獲量は、右づめで記入してください。

※裏面の魚種分類表を参考にして記入してください。

2 魚種別種苗販売量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に採取した卵及び増殖用又は養殖用に育成した稚魚のうち、販売した数量を単位に注意して記入してください。

なお、種苗販売量は、上記1の魚種別収獲量（食用）には含みません。

項 目			販 売 量									
卵	ま す 類	単 位										
		1,000粒	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
稚魚	ま す 類	1,000尾	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	あ ゆ		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	こ い		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

〔記入上の注意〕 販売量は、右づめで記入してください。

3 観賞魚販売量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に観賞用を目的として養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てること）を行い販売したにしきごいについて、販売量を尾数で記入してください。

項 目	販 売 量 (尾)
魚 類	に し き ご い
	: : : : : : : : : : : : : :

〔記入上の注意〕 販売量（尾）は、右づめで記入してください。

備 考 欄

増減の多かった魚種の増減理由について該当する番号に丸印をし（複数選択可）、その具体的な内容について記入してください。

（増減理由）

- 1 気象の影響, 2 病気の発生,
3 養殖場環境の変化, 4 食害,
5 需要の動向, 6 その他

（具体的な内容）

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

担 当 者 名

電 話 番 号

内水面養殖業収獲統計調査内水面養殖魚種分類表

魚 種			該 当 す る 魚 種 名 等
魚 類	ま す 類	にじます	にじます、ドナルドソン
		その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
	あ	ゆ	あゆ
	こ	い	こい
	に	し き ご い	にしきごい

1 3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼漁業魚種分類表

ア 琵琶湖の魚種分類			イ 震ヶ浦及び北湖の魚種分類		
魚	魚 種	該 当 す る 魚 種 名 等	魚 種	該 当 す る 魚 種 名 等	
	わかさぎ	わかさぎ	わかさぎ		
	ます	びわます	しらうお		
	こあゆ	こあゆ（ひうお（こあゆの稚魚）を含む。）	こい		
魚	こ	こい	ふな		
	ふ	にころぶな	うなぎ	うなぎ（しらうなぎは、調査対象外のため除く。）	
	な	その他	はぜ	はぜ、ひめはぜ	
	うぐい	うぐい、おいかわ	ぼら	ぼら、めなだ	
魚	うなぎ	うなぎ（しらうなぎは、調査対象外のため除く。）	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類	
	いさざ	いさざ（はぜ類）		（たなご類、さより、どじょう類、すずき、ひがひ、れんぞき、そうぎま、らいぎま、フナダマダ等）	
	その他	いさざ以外のはぜ類			
	はんもろこ	はんもろこ	しじみ	やまとしじみ	
魚	もろこ	もろこ（はんもろこ）以外のもろこ類	その他の貝類	前記のいずれにも分類されない貝類	
	その他	（すでもろこ、でもろこ二等を含む。）			
	はす	はす	えび	すじえび、てながえび	
	はす		その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類	
魚	その他の魚類	前記以外のいずれにも分類されない魚類			
	しじみ	せたしじみ			
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類			
	えび	すじえび、てながえび			
魚	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類			

2 3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼漁業種類分類表

ア 琵琶湖		イ 震ヶ浦及び北湖	
漁 業 種 類 名	定 義	漁 業 種 類 名	定 義
底びき網	小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）	底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、沖びき網、いさざごろびき網）
敷網	四方形の敷網文はさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し綱竿（＝うさお）等で威嚇して魚を追いはびき漁業））	沖網	沖網を使用して行う漁業
沖網	沖網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）	定置網	漁具を定置して行う漁業
定置網	網の種は同漁業網により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹すでは網でよりの設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すで穴を敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）	採貝	手がき漁具を使用して貝をとる漁業
採貝	手がき漁具を使用して貝をとる漁業	かご類	竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業
かご類	竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業	あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいとることを目的とする漁業
あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいとることを目的とする漁業	投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業
投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業	その他の漁業	上記以外の漁業
その他の漁業	上記以外の漁業		

3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼養殖魚種分類表

イ 震ヶ浦及び北湖		義	
漁 業 種 類 名	定 義	漁 業 種 類 名	定 義
底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、沖びき網、いさざごろびき網）	底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、沖びき網、いさざごろびき網）
沖網	沖網を使用して行う漁業	沖網	沖網を使用して行う漁業
定置網	漁具を定置して行う漁業	定置網	漁具を定置して行う漁業
採貝	貝類をとることを目的とする漁業	採貝	貝類をとることを目的とする漁業
その他の漁業	上記以外の漁業	その他の漁業	上記以外の漁業

3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼養殖魚種分類表

食 用	魚 種	該 当 す る 魚 種 名 等
	にじます	にじます
	ますけ	にじます以外のさけ・ます類
	あゆ	あゆ
真 珠	こい	こい
	その他	前記のいずれにも分類されない魚類（養殖うなぎは、調査対象外のため除く。）
	珠真珠	珠真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）
	卵ます類	卵ます類の卵
種 苗	ます類	ます類の稚魚
	あゆ	あゆの稚魚
	こい	こいの稚魚
	その他の種苗	前記のいずれにも分類されない種苗

秘
農林水産省

様 式 第 3 号



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

内水面漁業生産統計調査

3 湖沼漁業生産統計調査

3 湖沼漁業生産統計調査票

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。
なお、この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

調 査 年	県	市 町 村	整理番号
: : : : :	: : : : :	: : : : :	: : : : :

法人の方は、法人番号を記入してください。

: : : : :	: : : : :	: : : : :	: : : : :	: : : : :	: : : : :
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局	
担当者名	
電話番号	

※最終面の3湖沼魚種分類表・漁業種類分類表及び養殖魚種分類表を参考に記入してください。

1 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量
昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に漁獲した漁獲量を漁業種類別・魚種別にkg単位で記入してください。なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含めないでください。
また、こあゆの漁獲量については、食用向けに採捕した漁獲量を記入してください。種苗向けに採捕したこあゆは、天然産種苗のあゆに記入してください。

区 分		漁 業 種 類									
		コード									
合 計											
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21	天然産種苗	あ ゆ									

〔記入上の注意〕 1：しらすうなぎは、調査対象外のため漁獲量に含めないでください。
2：漁獲量は、右つめで記入してください。

2 養殖魚種別収獲量
昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に養殖（卵又は稚魚から食用サイズまで育て出荷すること）を行い収獲した魚種別の収獲量をkg単位で記入してください。

項 目		収 獲 量 (kg)
さけ・ます類	にじます	
	その他のさけ・ます類	
あ	ゆ	
こ	い	
真	珠	
そ の 他		

〔記入上の注意〕 1：養殖うなぎは、調査対象外のため収獲量に含めないでください。
2：収獲量は、右つめで記入してください。

1 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量（つづき）

2041

入力方向

単位：kg

(行番号)		漁 業 種 類 (つづき)									
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											

〔記入上の注意〕 漁獲量は、右つめで記入してください。

備考欄（漁獲量や収獲量の増減理由等を記入してください。）

増減の多かった魚種の増減理由について該当する番号に丸印をし（複数選択可）、その具体的な内容について記入してください。
(増減理由)

- 1 気象の影響, 2 病気の発生, 3 湖沼環境の変化, 4 食害, 5 需要の動向, 6 その他
- (具体的な内容)

内水面養殖業収獲統計調査
内水面養殖業経営体名簿

調査年	都道府県

	枚のうち		枚目
--	------	--	----

整理番号	内水面養殖業経営体の名称 (事業所名又は代表者名)	市町村 コード	住 所 等		調査方法 調査員調査 = 1 往復郵送調査 = 2 オンライン調査 = 3 その他 = 4	備 考
			住 所	電話番号		

(秘)令和 年 内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告

都道府県名	
-------	--

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

No	月 日	応対時刻	調査票の指標欄				調査拒否・遅延理由等
			市	町	村	整理番号	
	/						〈記入例①〉 日常の仕事が忙しいので、調査に協力する時間がない。また、調査結果が何に利用されているのか解らない。
	/						〈記入例②〉 個人で養殖業を営んでおり、個人情報なので調査に協力できない。
	/						
	/						

(秘)令和 年 内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況

都道府県名

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

調査票の指標欄			調査票 回収日	督促状況		回収方法(該当方法に○をつける)				備考
市町村	整理番号	督促日		内容	調査員	郵送	オン ライン	その他		
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						
			/	/						

(秘)令和 年 内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況

都道府県名	
-------	--

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			照会内容	回答内容	備考
			市町村	整理番号				
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

(秘)令和 年 内水面漁業生産統計調査 問合せ、苦情等対応状況

都道府県名

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄				応対内容		備考
			市町村	整理番号	苦情等・照会内容	回答内容			
	/				＜記入例①＞ どじょう、やつめうなぎの漁獲量は、どの魚種に計上すればよいのか。		＜記入例①＞ どじょうは「その他の魚類」、やつめうなぎは「その他の水産動植物類のその他」に計上してください。		
	/				＜記入例②＞ 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。		＜記入例②＞ 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。		
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								

(協力依頼状)

調査への御協力をお願い

(調査票を調査員が回収する場合)



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

農林水産省が実施しております各種統計調査につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、全国の河川、湖沼における漁獲量や、ます類等の養殖業の生産に関する実態を明らかにすることを目的に内水面漁業生産統計調査を実施しております。

この調査結果は、漁業生産維持や漁場環境の改善など各種水産施策の円滑かつ的確な推進に活用される重要な調査ですので、何卒調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、同封いたしました調査票に御記入いただきますようお願いいたします。____月____日____時頃調査員が調査票を受取りに伺います。

なお、御記入いただいた内容は、統計法の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを御記入ください。

令和 年 月

農 林 水 産 省 大 臣 官 房 統 計 部

問 い 合 わ せ 先

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

担当者名：

電話番号：

住 所：

(協力依頼状)

調査への御協力をお願い

(調査票を郵送で回収する場合)



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

農林水産省が実施しております各種統計調査につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、全国の河川、湖沼における漁獲量や、ます類等の養殖業の生産に関する実態を明らかにすることを目的に**内水面漁業生産統計調査**を実施しております。

この調査結果は、漁業生産維持や漁場環境の改善など各種水産施策の円滑かつ的確な推進に活用される重要な調査ですので、何卒調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、同封いたしました調査票に御記入の上、____月____日までに御返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、御記入いただいた内容は、統計法の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを御記入ください。

令和 年 月

農 林 水 産 省 大 臣 官 房 統 計 部

問 い 合 わ せ 先

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

担当者名：

電話番号：

住 所：

内水面漁業生産統計調査

調 査 票 の 記 入 の 仕 方

(内水面漁業漁獲統計調査票)

調査対象の皆様へ

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の実態を明らかにする調査です。

この調査結果は、水産庁が実施しております内水面漁業の振興といった水産施策を推進するための資料として活用されます。

御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、調査票の記入に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【調査票の記入について】

皆様に記入していただく箇所は「漁獲量」及び「天然産種苗採捕量」です。

「漁獲量」及び「天然産種苗採捕量」につきましては、販売を目的として採捕した水産動植物の採捕時（自家消費分を含む）の重量を記載してください。

記入に当たっては、次ページ「調査票の記入の仕方」を参照の上、鉛筆又はシャープペンシルを使用してご記入ください。

例年、桁違いや単位違い等の誤りが多く見られますので、添付された前年の調査結果を参照しつつ、間違えのないようにお願いします。

なお、記入する上で不明な点等がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内水面漁業生産統計調査についての問い合わせ先は、次のとおりです。

- 農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

Tel — — 担当_____

調査票の記入の仕方

「1 魚種別漁獲量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に河川・湖沼において、漁業経営体が販売を目的として水産動植物を漁獲（自家消費分を含む）した魚種別の漁獲量を**kg単位**で記入します。

なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含めないでください。

記入例

1 魚種別漁獲量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に河川・湖沼において、漁業経営体が漁獲した魚種別の漁獲量をkg単位で記入してください。

なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含めないでください。

区 分		漁 獲 量 (kg)							
魚 類	さ け 類	:	:	:	5	0	0	0	
	からふとます	:	:	:	:	:	:	:	
	さ くら ます	:	:	:	:	:	:	:	
	その他のさけ・ます類	:	:	:	1	0	0	0	
	わ か さ ぎ	:	:	:	:	:	:	:	
	あ ゆ	:	:	:	1	5	6	0	0
	し ら う お	:	:	:	:	:	:	:	:
	こ い	:	:	:	3	0	0	0	0
	ふ な	:	:	:	:	:	:	:	:
	うぐい・おいかわ	:	:	:	:	:	:	:	:
	う な ぎ	:	:	:	2	0	0	0	0
	は ぜ 類	:	:	:	:	:	:	:	:
	そ の 他 の 魚 類	:	:	:	:	:	:	:	:
貝 類	し じ み	:	:	:	6	0	0	0	
	そ の 他 の 貝 類	:	:	:	:	:	:	:	:
その他の 水産動植物類	え び 類	:	:	:	:	:	:	:	:
	そ の 他	:	:	:	:	:	:	:	:

〔記入上の注意〕 1：しらすうなぎは、調査対象外のため漁獲量に含めないでください。

2：漁獲量は、右づめで記入してください。

「2 天然産種苗採捕量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に採捕したあゆの種苗採捕量を**kg単位**で記入します。

なお、天然産種苗採捕量もそれぞれ、上記1の魚種別漁獲量のあゆに含めてください。

記入例

2 天然産種苗採捕量

上記のあゆの漁獲量のうち、種苗として採捕した数量をkg単位で記入してください。

項 目		採 捕 量 (kg)						
天然産種苗採捕量	あ ゆ	:	:	:	:	6	0	0

〔記入上の注意〕 採捕量は、右づめで記入してください。

内水面漁業生産統計調査

調査票の記入の仕方

(内水面養殖業収獲統計調査票)

調査対象の皆様へ

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の実態を明らかにする調査です。

この調査結果は、水産庁が実施しております内水面漁業の振興といった水産施策を推進するための資料として活用されます。

御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、調査票の記入に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【調査票の記入について】

皆様に記入していただく箇所は「1 魚種別収獲量（食用）」、「2 魚種別種苗販売量」、「3 観賞魚販売量」です。

記入に当たっては、次ページ「調査票の記入の仕方」を参照の上、鉛筆又はシャープペンシルを使用してご記入ください。

例年、桁違いや単位違い等の誤りが多く見られますので、添付された前年の調査結果を参照しつつ、間違えのないようにお願いします。

なお、記入する上で不明な点等がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内水面漁業生産統計調査についての問い合わせ先は、次のとおりです。

- 農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

Tel — —

担当_____

調査票の記入の仕方

「1 魚種別収獲量（食用）」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に食用を目的として養殖（卵又は稚魚から食用サイズまで育て出荷すること）を行い収獲したます類、あゆ及びこいについて、魚種別の収獲量をkg単位で記入します。

記入例

1 魚種別収獲量（食用）

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に食用を目的として養殖（卵又は稚魚から食用サイズまで育て出荷すること）を行い収獲したます類、あゆ及びこいについて、魚種別の収獲量をkg単位で記入してください。

項 目			収 獲 量 (kg)						
魚 類	ます類	に じ ま す	:	:	1	3	0	0	0
		その他のます類	:	:	:	7	0	0	0
	あ	ゆ	:	:	:	8	0	0	0
	こ	い	:	:	:	2	0	0	0

〔記入上の注意〕 収獲量は、右づめで記入してください。

「2 魚種別種苗販売量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に採取した卵及び増殖用又は養殖用に育成した稚魚のうち、販売した数量を記入します。

なお、ます類の卵については1,000粒単位で、ます類、あゆ及びこいの稚魚については1,000尾単位で記入します。

記入例

2 魚種別種苗販売量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に採取した卵及び増殖用又は養殖用に育成した稚魚のうち、販売した数量を単位に注意して記入してください。

なお、種苗販売量は、上記1の魚種別収獲量（食用）には含まれません。

項 目			単 位	販 売 量						
卵	ま	す 類		:	:	4	0	0	0	0
稚魚	ま	す 類	1,000尾	:	:	:	5	0	0	0
	あ	ゆ		:	:	:	6	0	0	0
	こ	い		:	:	:	:	:	:	:

〔記入上の注意〕 販売量は、右づめで記入してください。

「3 観賞魚販売量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に観賞用を目的として養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てること）を行い販売したにしきごいについて、販売量を尾数単位で記入します。

記入例

3 観賞魚販売量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に観賞用を目的として養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てること）を行い販売したにしきごいについて、販売量を尾数で記入してください。

項 目		販 売 量（尾）						
魚 類	に し き ご い	:	:	:	1	2	0	0

〔記入上の注意〕 販売量（尾）は、右づめで記入してください。

内水面漁業生産統計調査

調査票の記入の仕方

(3湖沼漁業生産統計調査票)

調査対象の皆様へ

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の実態を明らかにする調査です。

この調査結果は、水産庁が実施しております内水面漁業の振興といった水産施策を推進するための資料として活用されます。

御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、調査票の記入に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【調査票の記入について】

皆様に記入していただく箇所は「1 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量」、「2 養殖魚種別収獲量」、「3 魚種別種苗販売量」です。

記入に当たっては、次ページ「調査票の記入の仕方」を参照の上、鉛筆又はシャープペンシルを使用してご記入ください。

例年、桁違いや単位違い等の誤りが多く見られますので、添付された前年の調査結果を参照しつつ、間違えのないようにお願いします。

なお、記入する上で不明な点等がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内水面漁業生産統計調査についての問い合わせ先は、次のとおりです。

- 農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

TEL — —

担当_____

調査票の記入の仕方

「1 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に漁獲した漁獲量を漁業種類別・魚種別にkg単位で記入します。なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含めないでください。

また、こあゆの漁獲量については、食用向けに採捕した漁獲量を記入してください。種苗向けに採捕したこあゆは、天然産種苗のあゆに記入してください。

記入例

1 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に漁獲した漁獲量を漁業種類別・魚種別にkg単位で記入してください。なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含めないでください。

また、琵琶湖においては、こあゆの漁獲量について、食用向けに採捕した漁獲量を記入してください。種苗向けに採捕したこあゆは、天然産種苗のあゆに記入してください。

区 分		漁 業 種 類											
		底 び き 網				敷 網				刺 網			
		コード				コード				コード			
合 計		2	0	0	0	3	5	0	0	4	0	0	0
わかさぎ	2 0 1	1	0	0	0	1	2	0	0				5 0
ます	2 0 2									4	0	0	
こあゆ	2 0 3					5	0	0		2	1	0	0

「2 養殖魚種別収獲量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に養殖（卵又は稚魚から食用サイズまで育て出荷すること）を行い、収獲した魚種別の収獲量をkg単位で記入します。

記入例

2 養殖魚種別収獲量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に養殖（卵又は稚魚から食用サイズまで育て出荷すること）を行い収獲した魚種別の収獲量をkg単位で記入してください。

項 目		収 獲 量 (kg)			
さけ・ ます類	にじます				
	その他のさけ・ます類				
あ	ゆ			2	0 0
こ	い				
真	珠			1	0
そ の 他					

〔記入上の注意〕 1：養殖うなぎは、調査対象外のため収獲量に含めないでください。

2：収獲量は、右づめで記入してください。

「3 魚種別種苗販売量」

この欄には、昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に採取した卵及び増殖用又は養殖用に育成した稚魚のうち、販売した数量を記入します。

なお、ます類の卵については1,000粒単位で、ます類、あゆ及びこいの稚魚については1,000尾単位で、その他の種苗についてはkg単位で記入します。

記入例

3 魚種別種苗販売量

昨年1年間（1月1日から12月31日まで）に採取した卵及び増殖用又は養殖用に育成した稚魚等のうち、販売した数量を単位に注意して記入してください。

項 目			販売量						
		単位							
卵	ます類	1,000粒	:	:	:	:	:	:	:
稚魚	ます類	1,000尾	:	:	:	:	:	:	:
	あ ゆ		:	:	:	2	0	0	
	こ い		:	:	:	1	0	0	
その他の種苗		kg	:	:	:	:	:	:	:

〔記入上の注意〕 販売量は、右づめで記入してください。

内水面漁業・養殖業生産量に関する情報

令和 年	No.
------	-----

魚種名又は 漁業種類名	情報収集事項	情報及び増減の理由（概況）
〈記入例〉 内水面漁業 〇〇川 あゆ	〇〇年 〇〇年 対比 1,900kg 2,000kg 95.0%	7月の集中豪雨による濁水の影響と、8月の猛暑で河川水温が30℃前後となる日が10日間に及んだことによるへい死があったことから、漁獲量が前年に比べ減少した。

〔記入上の注意〕

環境、資源及び水産物需給等に関する情報を取りまとめるとともに、前年に比べ漁獲量の変動が大きい魚種、養殖業についてはその増減理由を記入する。

都道府県

内水面漁業生産統計調査に御協力いただいている皆様へ
～オンライン調査への御協力をお願い～

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

日頃より、内水面漁業生産統計調査に御協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料を得ることを目的として実施しており、今後とも調査に対する御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによる御回答（以下「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴がございますので、オンライン調査への皆様の御協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査に御協力いただける方は、下記のお問合せ先に御連絡をいただきますようお願いいたします。オンライン調査の操作等について説明させていただきます。

【お問合せ先】

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

フリーダイヤル：

担当者：

TEL：

メールアドレス：

ホームページアドレス：

オンライン調査について

◇ オンライン調査の特徴

○ 全ての作業がパソコン画面上で行えます。

調査に関する全ての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。

○ 皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。

調査期間中、1日24時間、皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。

○ セキュリティは確保されます。

このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配布されます。
このIDで御回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

◇ オンライン調査の推奨環境

オンライン調査を行うには、以下の推奨環境が必要です。

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

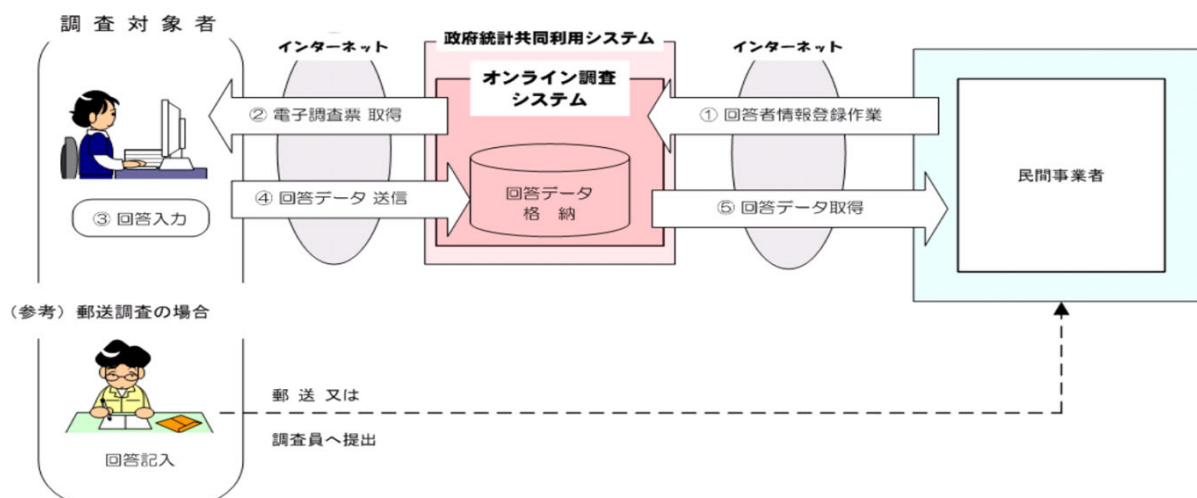
●パソコンの利用環境

利用環境は更新される場合がありますので、オンライン調査トップ画面の「推奨画面」でご確認いただけます。

OS	ブラウザ
Windows 11(※1)	Firefox 119 Google Chrome 118
Windows 10 (※1)	Microsoft Edge 118
macOS 13.5	Safari 16

(※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。

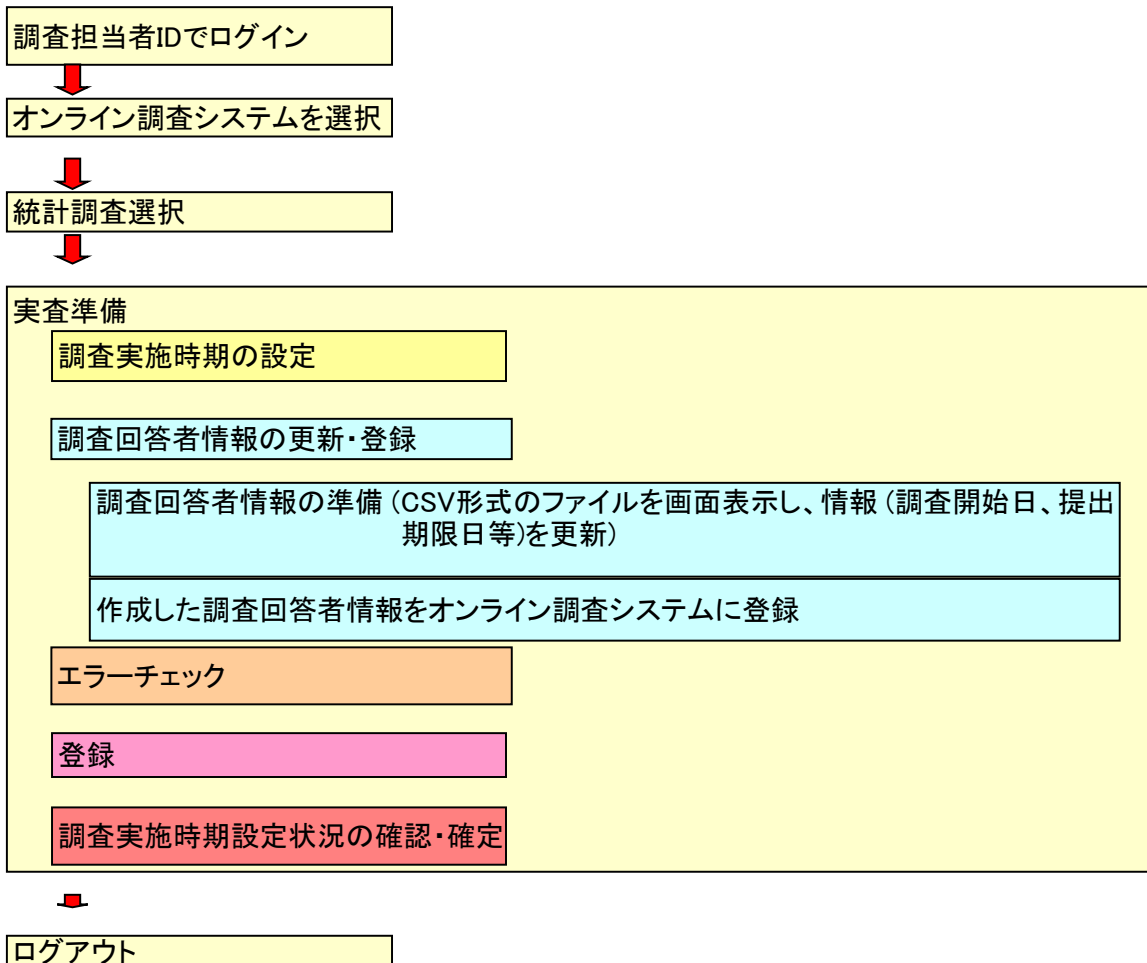
◇ オンライン調査のイメージ図



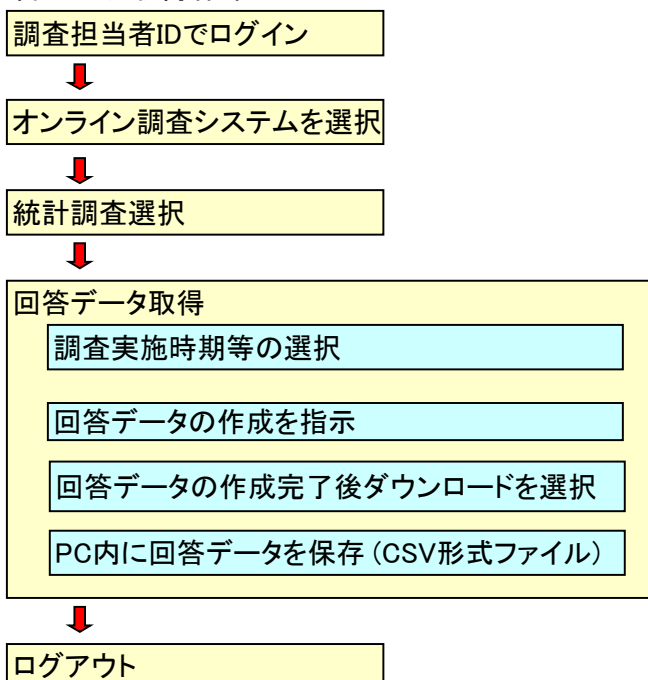
注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



内水面漁業生産統計調査

審査事項一覧表

農林水産省

目 次

1	調査票の審査	1
2	調査票の集計及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表の審査	2
3	「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」の審査	3
	(参考) 調査用語の説明	4
	(参考) 調査事項の分類表	7

1 調査票の審査

項番	審査事項	対処方法
1	指標部に、誤りがないか確認する。	内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿の各コードと確認する。
2	漁獲量、収獲量等のデータについて、誤りがないか審査する。	備考欄の増減理由の情報、前年調査結果及び情報収集で得た調査対象の施設規模等や内水面動向の情報に基づき、次に掲げる事項を中心に比較、検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査対象へ確認を行い、修正が生じたら調査票へ修正データを記入する。 ① データの記入に誤りがないか。 ② 記入欄の欄違いがないか。 ③ 調査単位（kg等）の単位違いがないか（単位未满是四捨五入する。）。 ④ 記入漏れがないか。 ⑤ 漁獲量、収獲量等がない場合、空欄となっているか（「0（ゼロ）」とは記入しない。）。 また、調査ごとの次の事項についても、調査実施時に丁寧に記入の説明を行う等により、適切にデータが記入されているか、審査する。 【内水面漁業漁獲統計調査】 ・ 天然産種苗採捕量は、該当魚種の漁獲量の内数となっているか。 ・ レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は含めないことから、含まれていないか。遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれることから、含まれているか。 （P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。） 【内水面養殖業収獲統計調査】 ・ 観賞魚（にしぎごいを除く）、蓄養されたもの等は含めないことから、含まれていないか。 （P5の「5 内水面養殖業経営体」を参照の上、審査する。） 【3湖沼漁業生産統計調査】 ・ 漁獲量に、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は含めないことから、含まれていないか。遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれることから、含まれているか。 （P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。） ・ 養殖収獲量に、観賞魚（にしぎごいを除く）、蓄養されたもの等は含めないことから、含まれていないか。 （P5の「5 内水面養殖業経営体」を参照の上、審査する。）
3	備考欄に、増減理由の情報が記入されているか確認する。	未記入及び増減理由の情報について補完が必要な場合は、調査対象へ確認を行い、備考欄に記入する。

2 調査票の集計及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表の審査

項番	審査事項	対応方法
1	審査済み調査票のデータが正しく電子化されているか確認する。	全ての審査済み調査票のデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ずれ等の誤りがないか、確認する。 また、集計プログラムを用い、調査対象ごとの検討表により前年値との比較、検討を行い、特に、以下の【チェック条件】によりチェック印が付いたデータについて十分に比較、検討を行う。 その際、調査票の備考欄に記入された増減理由等の情報の動向と一致しているか、確認を行う。 なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。 【チェック条件】 集計プログラムの検討表出力の際、以下の条件に当てはまる場合に、「*1」～「*5」のチェック印が付きます。 「*1」 前年比が80%未満の場合 「*2」 前年比が120%以上の場合 「*3」 前年値が「0」でないのに当年値が「0」である 「*4」 前年値が「0」なのに当年値が「0」でない 「*5」 前年差が±100 t 以上ある
2	全国、都道府県別、河川湖沼別の結果表のデータについて、正しく集計されているか、漁獲量等の動向と一致した結果となっているか審査する。	集計プログラムを用い、全国、都道府県別、河川湖沼別ごとの検討表により前年値との比較、検討を行い、特に、上記の【チェック条件】によりチェック印が付いたデータについて十分に比較、検討を行う。 その際、調査票の備考欄に記入された増減理由等の情報の動向と一致しているか、確認を行う。 なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。
3	全国、都道府県別、河川湖沼別の結果表のデータについて、調査対象の数が3未満の場合、正しく秘匿措置（「X」記号に変換）が講じられているか審査する。	各調査対象名簿及び調査票を基に、結果表のデータが調査対象数3未満であるかどうか確認し、3未満の場合は秘匿措置（「X」記号に変換）を講じる。

3 「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」の審査

項番	審査事項	対処方法
1	「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を、都道府県別に的確に作成されているか審査する。	調査票の備考欄に記入された漁業生産量の増減理由等の情報を整理し、都道府県別、河川湖沼別の検討表と比較しながら、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を作成する。

(参考) 調査用語の説明

- 1 内水面漁業

内水面漁業とは、内水面（河川及び湖沼（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。）をいう。）において、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として水産動植物を採捕する事業をいいます。
- 2 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された法人をいいます。
- 3 内水面漁業経営体

内水面漁業経営体とは、内水面漁業を営む世帯又は事業所をいいます。
- 4 漁獲量

漁獲量とは、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕した水産動植物の採捕時の原形重量をいいます。

なお、漁獲量計上の約束事項は以下のとおりです。

(1) 漁獲量及び天然産種苗採捕量の計上場所
原則として、漁業経営体が採捕を行った河川及び湖沼に計上します。

(2) 内水面における漁獲量は、当該内水面で漁業経営体が生産物の販売を目的として漁獲した数量（自家消費を含む。）とします。

(3) 漁獲量は、魚種別に採捕時の原形重量により計上します。

なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含まれません。ただし、販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれます。同様に、官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のため採捕した数量は、販売しない限り漁獲量には含まれません。

また、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は、販売しない限り漁獲量には含まれません。

漁獲量の計上範囲（「○」は漁獲量へ計上する。「×」は漁獲量へ計上しない。）

	販売目的		レクリエーション目的		肥料用		試験研究目的		投棄
	販売	自家消費	自家消費	自家消費以外	販売	自家仕向	販売	販売以外	
漁協組合員	○	○	○	×	○	×	○	×	×
遊漁者	○	○	○	×	○	×	○	×	×
漁業経営体	○	○	○	×	○	×	○	×	×

5 内水面養殖業

内水面養殖業とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成収獲する事業をいいます。

6 内水面養殖業経営体

内水面養殖業経営体とは、養殖業を営む世帯又は事業所であって、養殖業を管理運営するための責任者が存在し養殖作業に伴う資材、餌料の購入並びに収獲物と種苗の販売を行い、これらの経済活動が行われているものをいいます。

ただし、種苗養殖業については、内水面養殖業調査票に規定する種苗養殖業についてのみ行います。

また、次に掲げるものについては、内水面養殖業に含めません。

(1) 蓄養

漁業又は養殖業によって生産された水産動植物類をいけす等に收容し、肥育を目的とせず価格維持又は収獲時あるいは購入時との価格差によって収益をあげることがを目的に、一定期間水産動植物類を囲って生存させておく事業。

(2) 増殖

天然における水産動植物類の繁殖助長若しくは繁殖保護又はその資源の増大を目的として行う事業。

(3) 釣り堀等のサービス業

釣金を徴集して水産動植物類の釣り等を行わせるサービス業。

ただし、自ら養殖した水産動植物類をサービス業に供している場合は、サービス業に供する以前の事業は、内水面養殖業に含めません。

(4) 水田養魚

水田（はす田、せり田等を含む。）又は稲を植える前、若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業。

ただし、かつて水田であっても当該調査年に全く稲田等として利用しない、もっぱら養殖池として利用したもの、内水面養殖業に含めます。

(5) 観賞魚

にしきごいを除く観賞魚の育成を行う事業。

(6) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業。

ただし、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、内水面養殖業収獲統計調査の対象とし種苗販売量に含めます。

(7) 官公庁、学校、試験研究機関

官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のために行う調査対象魚種の養殖。

ただし、調査対象魚種の販売を行った場合は、内水面養殖業収獲統計調査の対象とします。

7 収獲量

収獲量とは、内水面養殖業により収獲した水産動植物の数量をいいます。

なお、収獲量計上の約束事項は以下のとおりです。

- (1) 収獲量の計上場所は、内水面養殖業経営体の事業所の所在地とします。
- (2) 収獲量には養殖業経営体が食用を目的として内水面養殖業により収獲した収獲物の数量を記入し、自家用（食用）を含むものとします。
- (3) 収獲量は、収獲時の原形重量により計上し、種苗販売量は収獲量には含めません。
- (4) 官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のため養殖した数量は、販売しない限り収獲量には含めません。

8 観賞魚販売量 （にしきごい）

観賞魚販売量（にしきごい）とは、観賞用を目的として、内水面で養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てること）を行い販売した数量をいいます。

9 種苗販売量

種苗販売量とは、増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産を目的として、内水面漁業により採取あるいは養殖された卵又は稚魚のうち販売された数量をいいます。

なお、内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業は、調査対象としませんが、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、種苗販売量に含めます。

10 水揚機関

具体的には次に掲げるものをいいます。

- (1) 内水面漁業経営体が陸揚げする魚市場
- (2) 内水面漁業経営体から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受ける漁業協同組合、漁業会社、冷凍・冷蔵工場、水産加工場等の事業所。なお、荷さばき所を有していない漁業協同組合であっても、内水面漁業経営体が地元外で陸揚げした生産量が水揚記録等で把握できる場合は、これを水揚機関に含みます。
- (3) 漁業者から直接生産物を集荷する問屋

(参考) 調査事項の分類表

1 内水面漁業漁獲統計調査内水面漁業魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等
魚 類	さけ類	しろざけ（「ときしらず」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
	からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）
	さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。）
	その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いわな、おしよろこま、かわます、ごぎ、えぞいわな、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
	わ か さ ぎ あ ゆ し ら う お こ い ふ な う ぐ い ・ お い か わ う な ぎ は ゼ 類 そ の 他 の 魚 類	わかさぎ あゆ しらうお こい ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等） うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。） うなぎ（しらすうなぎは、調査対象外のため除く。） まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさざ、しろうお、よしのぼり、びりんご、ちちぶ、うきごり等 上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等）
貝 類	し じ み	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
その他の貝類	そ の 他 の 貝 類	しじみ以外の貝類
え び 類	え び 類	すじえび、てながえび、ぬかえひ等（ざりがにを除く。）
その他の水産動植物類	そ の 他 の 水 産 動 植 物 類	上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）

2 内水面養殖業収獲統計調査内水面養殖業魚種分類

魚 類	魚 種		該当する魚種名等
	魚 類	ま す	にじます
		に じ ま す	にじます、ドナルドソン
		そ の 他 の ま す 類	やまめ、あまご、いわな等
	類	あ ゆ	あゆ
		こ い	こい
		に し き ゴ い	にしきごい

3 3 湖沼漁業生産統計調査3 湖沼漁業魚種分類表

(1) 琵琶湖の魚種分類

魚	種	該 当 す る 魚 種 名 等
魚	わ か さ ぎ	わかさぎ
	ま す	びわます
	こ あ ゆ	こあゆ（ひうお（こあゆの稚魚）を含む。）
	こ い	こい
	ふ に ご ろ ぶ な	に ご ろ ぶ な
	な そ の 他	に ご ろ ぶ な 以 外 の ふ な
	う ぐ い ・ お い か わ	う ぐ い ・ お い か わ
	う な ぎ	う な ぎ （ し ら す う な ぎ は 、 調 査 対 象 外 の た め 除 く 。 ）
	は い さ ぎ	い さ ぎ （ は ぜ 類 ）
	そ の 他 類	い さ ぎ 以 外 の は ぜ 類
類	も ろ こ	も ろ こ （ ほ ん も ろ こ ）
	こ そ の 他 類	も ろ こ （ ほ ん も ろ こ ） 以 外 の も ろ こ 類 （ す で も ろ こ 、 で め も ろ こ 等 を 含 む 。 ）
	は す	は す
	そ の 他 の 魚 類	前 記 以 外 の い づ れ に も 分 類 さ れ な い 魚 類
	し じ み	せ た し じ み
貝 類	そ の 他 の 貝 類	前 記 以 外 の い づ れ に も 分 類 さ れ な い 貝 類
	え び 類	す じ え び 、 て な が え び
そ の 他 の 動 物 の 類 水 産	そ の 他 の 水 産 動 物 類	前 記 の い づ れ に も 分 類 さ れ な い 水 産 動 物 類

(2) 震ヶ浦及び北浦の魚種分類

魚	種	該 当 す る 魚 種 名 等
魚	わ か さ ぎ	わかさぎ
	し ら う お	しらうお
	こ い	こい
	ふ な	ふな
	う な ぎ	う な ぎ （ し ら す う な ぎ は 、 調 査 対 象 外 の た め 除 く 。 ）
	は ぜ 類	ま は ぜ 、 ひ め は ぜ
	ぼ ら 類	ぼら、めなだ
類	そ の 他 の 魚 類	前 記 の い づ れ に も 分 類 さ れ な い 魚 類 （ た な ご 類 、 さ よ り 、 ど じ よ う 類 、 す ず き 、 ひ が い 、 れ ん ぎ よ 、 そ う ぎ よ 、 ら い ぎ よ 、 プ ラ ッ ク バ ス 等 ）
	し じ み	や ま と し じ み
	そ の 他 の 貝 類	前 記 の い づ れ に も 分 類 さ れ な い 貝 類 （ か ら す が い （ た ん が い ） 、 い け ち よ う が い ）
そ の 他 の 動 物 の 類 水 産	え び 類	す じ え び 、 て な が え び
	そ の 他 の 水 産 動 物 類	前 記 の い づ れ に も 分 類 さ れ な い 水 産 動 物 類

4 3 湖沼漁業生産統計調査3 湖沼漁業種類分類

(1) 琵琶湖

漁業種類名	定	義
底びき網		小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）
敷網		四方形の敷網又はさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿（＝うざお）等で威嚇して魚を追いつまむ漁業））
刺網		刺網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）
定置網		第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）
採貝		手がき漁具を使用して貝をとる漁業
かご類		竹で編んだ円筒形の巢かごや網で編んだもんどり及びびたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業
あゆ沖すくい		小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいとることを目的とする漁業
投網		人力によって網を投げて魚をとる漁業
その他の漁業		上記以外の漁業

(2) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類名	定	義
底びき網		底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、帆びき網、いさざごろびき網）
刺網		刺網を使用して行う漁業
定置網		漁具を定置して行う漁業
採貝		貝類をとることを目的とする漁業
その他の漁業		上記以外の漁業

5 3 湖沼漁業生産統計調査3 湖沼養殖業魚種分類表

魚 種			該 当 す る 魚 種 名 等
食 用	ま じ ま す	す	にじます
	ま け 類・	その他のさけ・ます類	にじます以外のさけ・ます類
	あ	ゆ	あゆ
	こ	い	こい
真 珠	そ の 他		前記のいずれにも分類されない魚類 (養殖うなぎは、調査対象外のため除く。)
		珠	真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）
	卵	ま す 類	ます類の卵
	種 苗	ま す 類	
稚 魚		あゆの稚魚	
こ		い	こいの稚魚
そ の 他 の 種 苗			前記のいずれにも分類されない種苗

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)					
		平成30年 調査	令和元年 調査	令和2年 調査	令和3年 調査	令和4年 調査	令和5年 調査
(農林水産省)							
人件費	常勤職員	—	—	—	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—	—	—	—
物件費		—	—	—	—	—	—
委託費	調査協力謝金	76	—	—	—	—	—
	民間事業者委託費	54,912	52,424	51,468	50,241	48,672	55,924
計 (a)		54,987	52,424	51,468	50,241	48,672	55,924
参考値 (b)	減価償却費	—	—	—	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—	—	—	—
	間接部門費	—	—	—	—	—	—
(a) + (b)		54,987	52,424	51,468	50,241	48,672	55,924
(注記事項)							
1. 業務の実施期間は、11月から翌年10月までの1年間である。 2. 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による民間事業者委託費、実費払の調査協力謝金である。 令和元年調査～令和5年調査の民間事業者委託費は、複数年契約（令和元年11月1日から令和6年8月31日まで）の1調査年分であり（税込）、調査協力謝金を含まない。 なお、令和5年調査の民間事業者委託費については、令和5年調査対象予定数を基に算出した支払い見込額である。（内水面漁業漁獲統計調査1,200客体＋内水面養殖業収獲統計調査1,800客体＋3湖沼漁業生産統計調査100客体） 3. 調査協力謝金については、令和元年以降の支払いは行っていない。 4. 経費の計(a)及び(a)＋(b)については、四捨五入の関係で内訳の合計値と一致しないことがある。							

2 従来の実施に要した人員					(単位：人)
	令和元年調査	令和元年調査	令和2年調査	令和3年調査	令和4年調査
常勤職員	3	3	3	4	3
非常勤職員	6	6	6	6	6
(業務従事者に求められる知識・経験等) ○ 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識を有していること。 ○ 内水面漁業及び養殖業に関する知識並びに内水面漁業生産統計調査に関する知識を習得し、照会対応業務及び督促業務ができること。 (業務の繁閑の状況とその対応) ○ 12月～2月にかけて、調査関係書類の配布、調査票の回収、調査対象からの照会対応、調査票の審査、未提出調査対象への督促等、業務の繁忙期にあたる。 ○ 令和4年の月ごとの人員配置について 常勤職員においては、毎月の配置状況は変わらない。 非常勤職員においては、各月最多で12月5名、1月7名、2月8名、3月8名、4月6名、5月3名、6月3名、7月2名、8月2名を配置した。					
(注記事項) 1. 平成30年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ1,090人日である。 実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導) 399人日 実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促) 256人日 審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会) 280人日 集計、統計表の作成 155人日 なお、上記以外に調査員(実査(面接時の審査も含む。))が73人で対応。 2. 令和元年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ1,051人日である。 実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導) 360人日 実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促) 364人日 審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会) 234人日 集計、統計表の作成 93人日 なお、上記以外に、調査員(実査(面接時の審査も含む。))が81人で対応。 3. 令和2年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ1,038人日である。 実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導) 378人日 実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促) 329人日 審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会) 241人日 集計、統計表の作成 90人日 なお、上記以外に、調査員(実査(面接時の審査も含む。))が91人で対応。 4. 令和3年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ933人日である。 実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導) 340人日 実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促) 285人日 審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会) 222人日 集計、統計表の作成 86人日 なお、上記以外に、調査員(実査(面接時の審査も含む。))が92人で対応。 5. 令和4年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ927人日である。 実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導) 327人日 実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促) 288人日 審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会) 230人日 集計、統計表の作成 82人日 なお、上記以外に、調査員(実査(面接時の審査も含む。))が85人で対応。					

3 従来の実施に要した施設及び設備

令和元年度～5年度

【民間事業者】

- 設備
電話12台、FAX 1台、複合機1台、パソコン6台、プリンタ2台、シュレッダー1台、
書庫、机・いす、サーバー1台、LAN一式
- 施設
会社事務室（本社内に事務局スペースを設置）

(注記事項)

1. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成30年調査		令和元年調査		令和2年調査		令和3年調査		令和4年調査	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
内水面漁業漁獲統計調査	100%	99.9%	100%	100%	100%	99.7%	100%	99.7%	100%	99.3%
内水面養殖業収獲統計調査	100%	99.7%	100%	99.6%	100%	99.5%	100%	99.6%	100%	99.7%
3湖沼漁業生産統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

1 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

なお、調査対象数は調査不適合等により除外した調査対象はない。

① 平成30年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率99.9%)

調査対象数:(1,254)漁協等、回収数:(1,253)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.7%)

調査対象数:(1,456)養殖業経営体、回収数:(1,452)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(140)水揚機関等、回収数:(140)水揚機関等

② 令和元年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:(755)漁協等、回収数:(755)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.6%)

調査対象数:(2,015)養殖業経営体、回収数:(2,007)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(136)水揚機関等、回収数:(136)水揚機関等

② 令和2年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率99.7%)

調査対象数:(755)漁協等、回収数:(753)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.5%)

調査対象数:(1,968)養殖業経営体、回収数:(1,958)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(130)水揚機関等、回収数:(130)水揚機関等

③ 令和3年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率99.7%)

調査対象数:(754)漁協等、回収数:(752)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.6%)

調査対象数:(1,899)養殖業経営体、回収数:(1,892)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(132)水揚機関等、回収数:(132)水揚機関等

④ 令和4年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率99.3%)

調査対象数:(747)漁協等、回収数:(742)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.7%)

調査対象数:(1,824)養殖業経営体、回収数:(1,818)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(127)水揚機関等、回収数:(127)水揚機関等

注：内水面漁業漁獲統計調査は、漁業権等が設定又は水産資源保護法に基づく保護水面の指定が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を調査範囲として、平成30年調査は全ての河川及び湖沼、令和元年～令和4年調査はそのうちの主要河川及び湖沼について調査を実施している。

また、3湖沼漁業生産統計調査は、調査対象の漁獲量・収獲量等について、水揚機関でまとめて把握できる場合は水揚機関でまとめて把握しており、把握可能な水揚機関等に調査票を配布・回収している調査対象数である。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

内水面漁業生産統計調査の流れ図（別紙2）参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 民間事業者との連絡を密にし、打合せや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、より良い統計になるよう努めている。
- 調査対象からの問合せに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査対象に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。
しかしながら、数度の依頼でも協力が得られない場合は、地方統計組織から調査対象に直接協力依頼するなど、全ての調査対象から調査協力を得られるよう努めている。

（注記事項）

1 調査協力依頼の方法と実績

平成30年～4年調査においては、民間事業者が電話等により全調査対象に対して調査の協力依頼を行った。

なお、民間事業者による数度の協力依頼を行ったものの、自分にメリットがない等を理由に協力を得ることができなかった調査対象が、令和4年調査で11調査対象（漁獲調査5調査対象、養殖調査6調査対象）あった。

2 調査方法と実績

平成30年～4年調査は、調査員、郵送、オンライン又はFAXの中から調査対象が希望する方法により行った。

うち、令和4年調査における調査方法別調査対象数は以下のとおり。

令和4年調査

単位：件

	調査員	郵送	FAX	オンライン
漁 獲	576	157	2	7
養 殖	716	1,012	2	88
3 湖 沼	93	33	-	1
総 計	1,385	1,202	4	96

3 調査対象からの照会件数と主な内容

平成30年～4年調査における調査対象からの照会件数は以下のとおり。

	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成30年調査	74	33	41	0
苦情	0	0	0	0
令和元年調査	77	24	51	2
苦情	1	0	1	0
令和2年調査	66	12	52	2
苦情	4	0	4	0
令和3年調査	65	10	50	5
苦情	1	0	1	0
令和4年調査	53	7	42	4
苦情	0	0	0	0

○照会の主な内容

- ・調査票の記入方法：調査の概要についての質問、調査票の記入単位、遊漁の定義 等
- ・苦情等：オンライン調査票の送信ができない、遊漁の漁獲量を把握していない
ので、分けて回答することが難しい 等
- ・その他：オンライン調査の希望 等

4 調査対象への疑義照会件数と主な内容

平成30年～4年調査における調査対象への疑義照会件数は以下のとおり。

単位：件

	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成30年調査	682	290	336	56
概数値	650	262	332	56
確定値	32	28	4	0
令和元年調査	605	136	419	50
概数値	578	124	405	49
確定値	27	12	14	1
令和2年調査	595	134	410	51
概数値	579	126	404	49
確定値	16	8	6	2
令和3年調査	740	165	506	69
概数値	637	110	467	60
確定値	103	55	39	9
令和4年調査	556	171	331	54
概数値	538	161	324	53
確定値	18	10	7	1

○照会の主な内容

- ・生産量の対前年比や差が基準以上である場合の変動要因
- ・漁獲量に遊漁が含まれていないかどうかの確認
- ・単位の確認等

5 督促の方法と実績

平成30年～4年調査においては、指定した期日までに調査票を回収できなかった調査対象に対して電話により督促を行った。

単位：件

	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成30年調査	441	130	303	8
令和元年調査	500	68	424	8
令和2年調査	466	58	403	5
令和3年調査	541	58	477	6
令和4年調査	637	60	568	9

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について

令和 6 年 1 月
農林水産省

政策手法のグリーン化

- みどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに持続可能な食料・農林水産業を行う者へ施策を集中することとしている。
- 今後の基本法の見直し方向において、各種支援の実施に当たり環境負荷低減への配慮を要件化し、先進的な環境負荷低減への取組移行と、これを下支えする農地周りの面的な共同活動を促進。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月）（抜粋）

3 本戦略の目指す姿と取組方向 (2)政策手法のグリーン化

- ① パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献も踏まえつつ、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指す。（以下略）

- ② 補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図る。また、防除だけでなく「予防・予察」にも重点を置いた 総合的病害虫管理等の推進により、政策のグリーン化を進めるとともに、その継続的実施を検証する仕組みを検討する。

※ クロスコンプライアンスとは、各種の補助事業において、環境負荷低減に関する要件等を設定すること。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向 (令和5年6月）（抜粋）

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組促進を基本としつつ、

- ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えないことにならないように配慮していく。
- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容
(令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部) (抜粋)

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。 その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、 ① 最低限行すべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えないように配慮していく。	5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 (1) 最低限行すべき環境負荷低減の取組 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。 これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。 具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、 ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告すること を義務化することとする。 上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。 ①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等

② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しの雑草抑制等とともに、これらの取組を下支えする農地周辺の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。

③ 食料生産による以下の施策を講ずる。荷低減の取組を進めやすく
ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
イ) 脱炭素化の促進に向けた「クーレジット」等の活用
ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和９年度を目標に、みどりの食料システムに基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。

(3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進

食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。

① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。

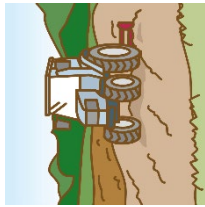
② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。

③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックベレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。

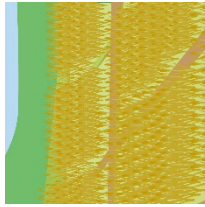
<各種支援>



機械導入



施設整備

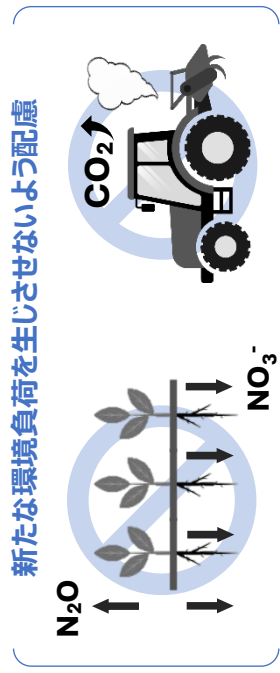


増産



環境にやさしく
生産性も高い農業へ！

新たな環境負荷を生じさせないよう配慮



各種支援に当たり、 環境負荷低減の最低限の取組を要件化 (=クロスコンプライアンス)

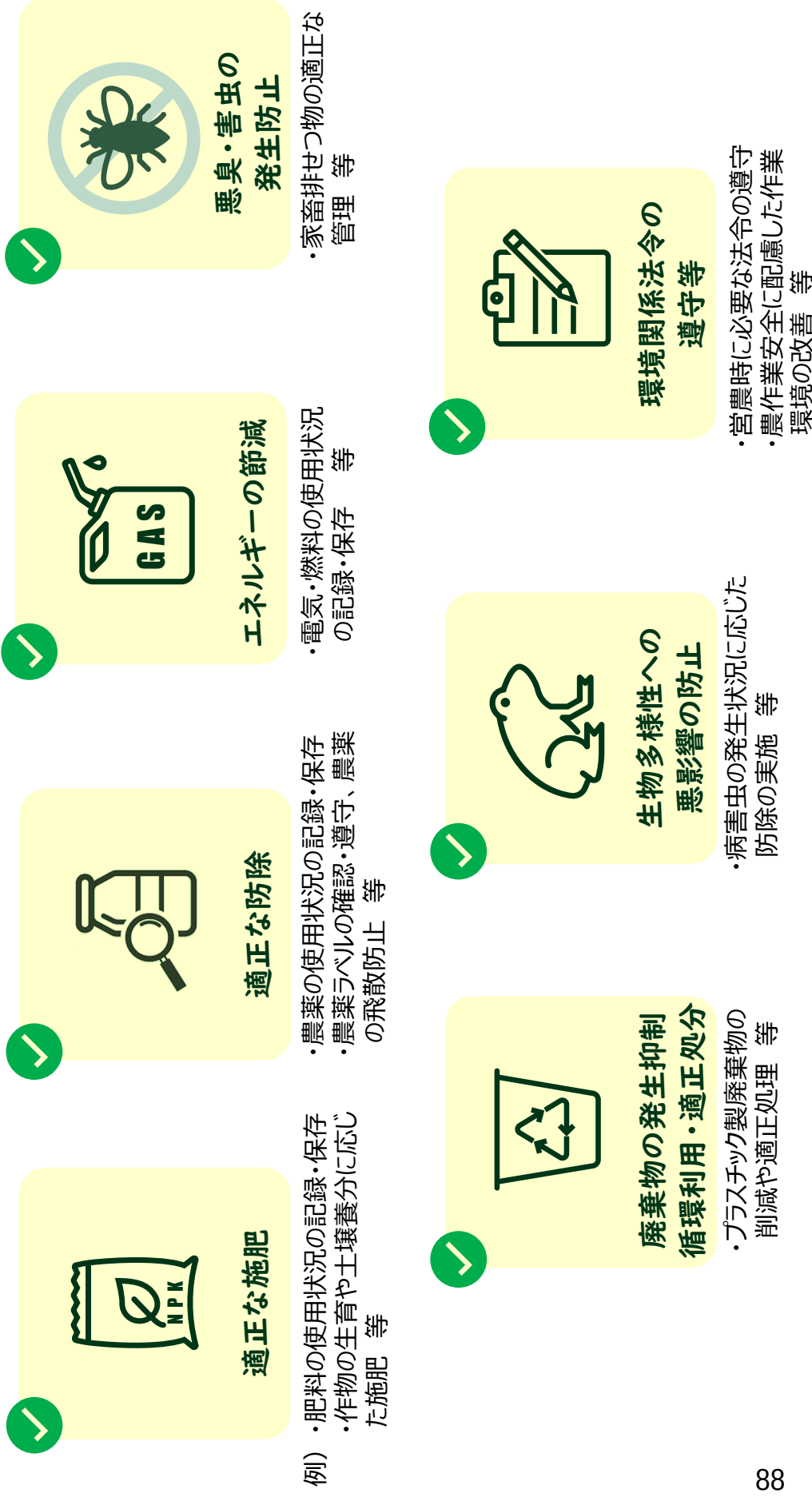
最低限行うべき取組（例）

- ☒ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ☒ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ☒ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にする
- ☒ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

最低限行うべき環境負荷低減の取組

- みどり法第15条に基づく基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、農林漁業に由来する環境負荷低減に総合的に配慮するための基本的な7つの取組を基に、最低限行うべき内容を明確化。

○農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



○ 例えば、一部の補助事業において、農畜産業の現場で求められる基本的な環境負荷低減の取組をまとめた「みどりのチェックシート」の提出を求めています。令和6年度から試行的に実施。

農業：環境保全型農業直接支払交付金等で提出を求めている

【化学肥料の使用量低減】	
☐ 農薬の適正な使用・保管	
☐ 農薬の使用状況等の記録を保存	
☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（健全種子の使用、病害虫の発生源除去等）	
☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（発生予測情報の活用による防除等）	
☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）	

【化学肥料の使用量低減】	
☐ 肥料の適正な保管	
☐ 肥料の使用状況等の記録を保存	
☐ 有機物の施用（堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等）	
☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計（簡易土壌診断、前作の収量等）	

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】	
☐ 電気・燃料の使用状況の記録を保存	
☐ 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）	
☐ 廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化）	

【農作業安全】	
☐ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施（定期メンテナンス、点検記録作成等）	
☐ 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護員の着用、機械・器具の操作方法確認等）	

畜産業：畜産クラスター事業等で提出を求めている

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】	
① ☐	みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。
【省エネ、環境法令に応じた対応】	
② ☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、 不必要・非効率なエネルギー消費をしない。
③ ☐	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理 を行っている。
④ ☐	（※特定事業場の場合）排水処理においては、 水質汚濁防止法を遵守 している。
⑤ ☐	（※飼育頭数が一定規模以上の場合）家畜排せつ物の管理においては、 家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守 している。
【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】	
⑥ ☐	GAP又は農場HACCPについて、 認証は取得せずとも、可能な取組から実践 している。
⑦ ☐	アニマルウェルフェアについて、「 アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針 」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。

【農作業安全】	
⑧ ☐	機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。（定期メンテナンス、点検記録作成等）
⑨ ☐	作業安全に配慮した 適正な作業環境への改善 （作業方法の改善や危険箇所の表示、保護員の着用、機械・器具の操作方法確認等）を行っている。
【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産（委託含む）を行っている場合	
⑩ ☐	農薬の適正な使用・保管 を行っている。
⑪ ☐	農薬の使用状況等の記録を保存 している。
⑫ ☐	病害虫・雑草が発生しにくい 生産条件 （作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している。
⑬ ☐	肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存 している。
【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合	
⑭ ☐	家畜改良増殖法及び 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守 している。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミン グの判断に努める	☐
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討	☐
⑨	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を 活用した防除を検討	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記 録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネ ルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミン グの判断に努める（再 掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を 活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐
	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、 施業等）に努める	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

※ ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 水産用医薬品の適正な使用	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効 率の向上等による給餌量削減を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない ☐) 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工 種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない ☐) 漁場改善計画の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施 に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

※ ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロスの削減に努める	☐
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には☐にチェックして
ください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは
不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当し
ない」場合には☐にチェックしてください。この場合、当該項
目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異な
る場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
		(２) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
		(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウオームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
		(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

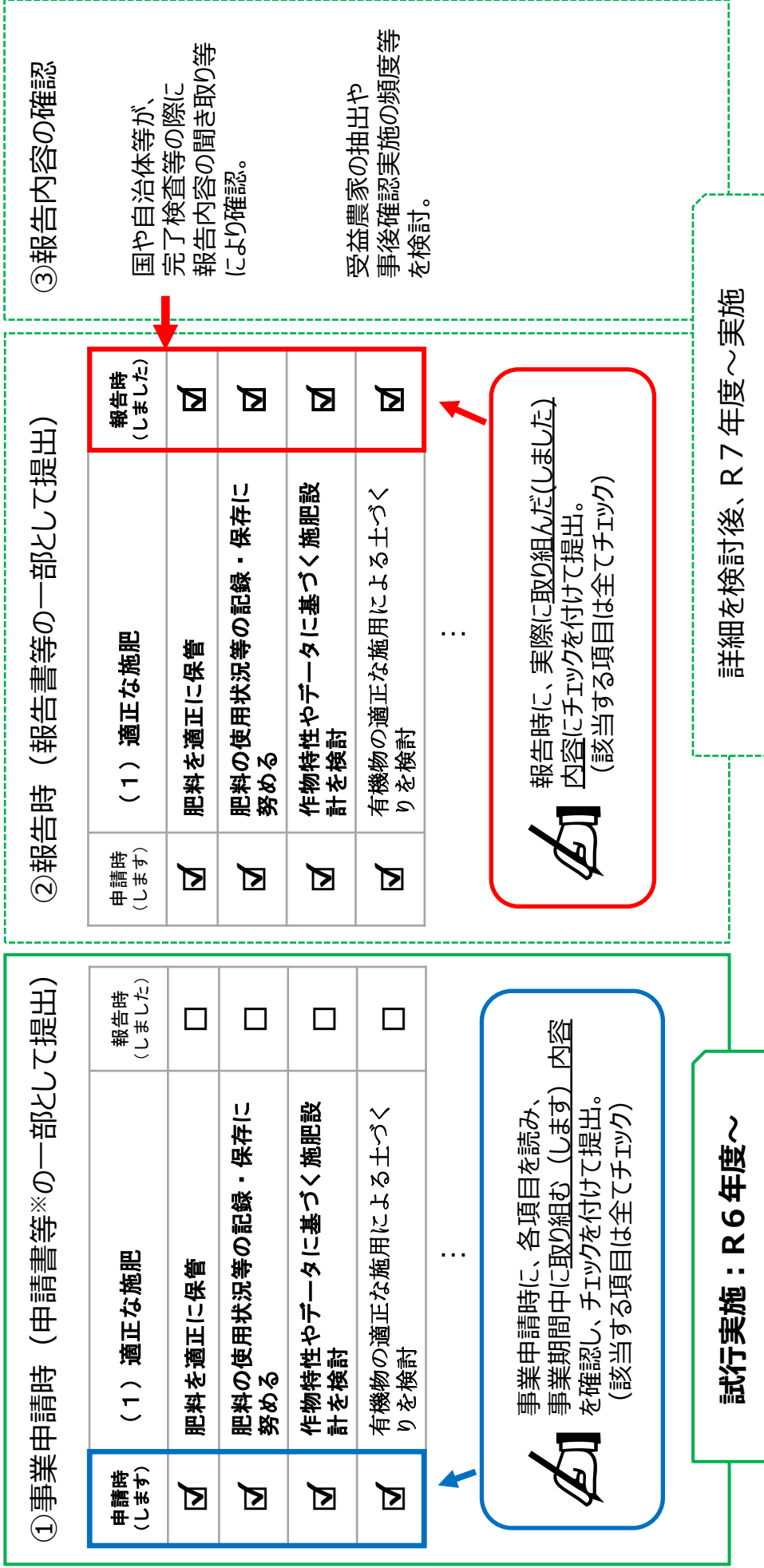
	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
		(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
		(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施方法（イメージ）

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。令和9年度を目標に本格実施。



9 ※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業関係（農業農村整備事業等）については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

クロスコンプライアンスの現場への円滑な導入

現場がクロスコンプライアンスの取組を円滑に導入できるよう

- 環境負荷低減のチェックシートに記載のある各種取組内容については、解説書により、具体的な取組を内容を明示
- 現場でクロスコンプライアンスに取り組む者の負担が増大しないよう、事業申請時や報告時、事後確認時において、手続のワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート解説書】

各チェックシートにおいて、取り組むことが必要とされている環境負荷低減に資する最低限の取組について、現場の農業者等が具体的に何を行えばよいかが明確にわかるよう、解説書により取組内容を明示。



☒

ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例を、いずれか1つ以上記載していればチェックしましょう。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上記載していればチェックしましょう。

☒

(1) 適正な施肥

取組のポイント

必要な時期に、必要な量の肥料を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減につながります。
地域の有機物を活用することで、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減にもつながります。

☐

① 肥料の適正な保管

- 肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する。
- 保管場所を定期的に清掃する。
- 肥料を地面に直置きしない。
- 肥料袋に傷みがないか確認する。

☐

② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

- 肥料の使用状況を記録し、保存するように努める。
- 記録の担当者・責任者を決めるように努める。

☐

③ 作物特性やデータに基づく施肥設計の検討

- 作物の生育状況に基づく施肥設計を検討する。
- 前作の収量等に基づく施肥設計を検討する。
- 土壌診断（EC、pH等の簡易測定を含む）に基づく施肥設計を検討する。

☐

④ 有機物の適正な施用の検討による土づくりを検討

- 堆肥や有機質肥料、緑肥等を土づくりに活用することを検討する。
- 作物残さ等の還元による土づくりを検討する。（病害虫の発生源となる場合は除く）

解説書の表紙と内容のイメージ

環境関連法令における主な「事業者の責務」、「事業者の努力」規定

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）

（事業者の責務）

- 第八条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2** 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3** 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4** 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（事業者の責務）

- 第三条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3** 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）

（事業者及び国民の責務）

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(平成七年法律第一百十二号)

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。

3 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

（国等の責務）

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

（昭和五十四年法律第四十九号）

（エネルギー使用者の努力）

第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の努力）

第百三十三条 事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択その他の措置を適確に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資するよう努めるとともに、電気の需要の最適化に資するよう努めなければならない。